

平成27年度
長期優良住宅化リフォーム推進事業

【評価基準型・事前採択タイプ・追加公募】

募集要領

平成27年11月

目 次

1. 事業の趣旨 -----	1
2. 事業内容 -----	1
2-1. 対象事業 -----	1
2-2. 対象事業者 -----	3
2-3. 補助額 -----	4
2-4. 評価基準 -----	8
2-5. インспекション -----	10
2-6. 通年申請タイプ -----	11
3. 事業の実施方法 -----	12
3-1. 事業の全体フロー -----	12
3-2. 応募 -----	13
3-3. 審査 -----	15
3-4. 補助金交付 -----	15
3-5. 事業中及び事業完了後の留意点 -----	17
4. 応募方法 -----	19
別紙 記入にあたっての留意点 -----	22
応募書類様式 -----	25

1. 事業の趣旨

本事業は、インスペクション、性能の向上を図るリフォーム及び適切なメンテナンスによる既存住宅ストックの長寿命化に資する優良な取り組みに対し、国が事業の実施に要する費用の一部について支援することにより、既存住宅ストックの質の向上及び流通促進に向けた市場環境の形成、及びそれらの取組の普及を図ることを目的とします。

2. 事業内容

本募集要領では、別紙「平成27年度長期優良住宅化リフォーム推進事業評価基準」（以下、評価基準）に基づき住宅性能の向上を図るリフォーム（評価基準型・事前採択タイプ・追加公募）を対象としています。

本年度は、年度当初より公募した事前採択タイプに加えて、平成27年8月より申請受付を開始した通年申請型、今回公募を行う追加公募の3つがあり、この募集要領は、下表③の評価基準型・事前採択タイプ・追加公募に適用します。

申請タイプ	応募可能戸数	応募住宅の具体性
①評価基準型・事前採択タイプ 当初公募	複数戸可	確定・未確定
②評価基準型・通年申請タイプ	1戸のみ	確定
③評価基準型・事前採択タイプ・追加公募	複数戸可	確定

応募多数の場合、一部の提案のみ採択することがありますので、ご注意ください。

2-1. 対象事業

本事業の対象は既存の住宅（戸建住宅及び共同住宅等）のリフォームとします。

（対象事業に関する補足）

- ・一建物において住宅と非住宅が混在している場合、住宅部分の床面積が全体の過半の住宅のみを応募対象とします。その場合、共同住宅等の評価基準が適応されますので、共同住宅等として提案してください。また、非住宅部分のみの性能向上に関するリフォーム工事費は補助対象に含みません。
- ・1提案あたりの補助対象事業費の合計が30万円以下となる軽微なものは、本事業の対象外とします。
- ・リフォームに伴い増築する場合、増築部分については補助対象外とします。

今回の公募では下記①②いずれかのリフォームを行う提案を募集します。

①評価基準型(1)：補助申請額100（万円/戸）以下のリフォーム

②評価基準型(2)：すべての住宅性能の評価項目（P14表7参照）をS基準とする補助申請額200（万円/戸）以下のリフォーム

※すべての住宅性能の評価項目がS基準でかつ補助申請額100（万円/戸）以下のリフォームは原則として②に該当します。ただし、今後の工事内容の変更が想定される場合等は、①で応募することが可能です。

本事業（平成25年度以降の事業）において、一住戸が補助を受けられるのは原則1回限りとなります。下記の住宅については今回応募できませんので、ご注意ください。

- ・これまでの事業で採択を受け、かつ補助金交付申請済みの住宅。
- ・これまでの事業で採択された確定案件の住宅（ただし、補助金交付申請辞退届を提出した場合を除く）。

共同住宅においては、共用部分と専用部分で各々1回ずつ採択を受けることができ、その場合の1住戸当たりの補助額は共用部分と専用部分の合計として算定します。なお、所有形態が区分所有ではない共同住宅について、共用する部分と専用的に使用する部分全体を一括してリフォームする場合は共同住宅等共用部分として提案してください（併せて共同住宅専用部分の提案をする必要はありません）。

応募にあたっては、下記の（１）～（４）の要件を全て満足する必要があります。

（１）リフォーム後の住宅性能のうち、以下の性能、規模を満たすものであること。

①評価基準型(1)の住宅：劣化対策、耐震性のA基準以上を満たすもの。

②評価基準型(2)の住宅：全ての性能項目について、S基準を満たすもの。

- ・評価基準については、P9の表6及び別紙評価基準を参照。
- ・評価基準型(1)の住宅は、工事後の性能評価は補助事業完了実績報告書の提出時に建築士による工事内容の適合確認書類または登録住宅性能評価機関（以下、評価機関）による基準適合を確認した書類をもって確認します（詳細はP16参照）。
- ・評価基準型(2)の住宅は、交付申請書及び補助事業完了実績報告書の提出時に評価機関による基準適合を確認した書類をもって確認します。

（評価基準における留意事項）

表1 対象となる住戸の規模について

住宅の種別	住戸の規模
戸建住宅	55㎡以上（1人世帯の一般型誘導居住面積水準）
共同住宅等*	40㎡以上（1人世帯の都市居住型誘導居住面積水準）
戸建住宅・ 共同住宅等共通	少なくとも1の階の床面積が40㎡以上(階段部分を除く面積)

※店舗併用住宅等の非住宅用途の混在する住宅においては、共同住宅等の基準が適応されるため、住宅部分の面積が40㎡以上であることが必要です。また、共同住宅等の共用部分の提案をする場合、過半の住戸において住宅の規模の基準を満たしていれば、基準を満たしているものとみなします。その場合の補助対象工事費は、（基準を満たしている住戸数）÷（全住戸数）を乗じた額となります。

（２）リフォーム工事着手前にインスペクションを実施すること。また、インスペクションにおいて判明した劣化事象については、リフォーム時に補修を行うか、維持保全計画に劣化事象の点検・補修等の対応方法とその実施時期を明記すること。

- ・インスペクションは、インスペクター講習団体に登録されたインスペクター（インスペクター講習団体の実施する講習を受講し、修了考査に合格した建築士または施工管理技士）によって行うものとします。詳細はP10をご参照下さい。
- ・インスペクションは、原則として指定する現況検査チェックシートを用いて行うものとし、補助事業完了実績報告書提出の際に事務局へ提出するものとします。現況

検査チェックシートは、登録インスペクターの情報を記入するため、表紙の書式が平成26年度補正予算による事業より変更されています。

- ・インスペクションで確認された劣化事象は、本事業のリフォーム工事で補修を行うこととします。ただし、当面の補修を必要としない場合に限り、維持保全計画に補修・点検等の対応内容及び時期を定め、補助事業完了実績報告書提出の際に事務局へ提出することとします。
- ・インスペクションで確認された劣化事象を補修する工事費は、その内容により「特定性能向上リフォーム工事費」または「その他性能向上リフォーム工事費」（詳細はP5～6参照）に含むことができます。

(3) 本事業のリフォーム工事の履歴と維持保全計画を作成すること。

- ・リフォーム工事の履歴としてリフォーム箇所を示す図面、リフォーム工事の写真・図書（見積書、詳細図面）等が必要です。
- ・維持保全計画の書式は任意ですが、採択後に見本書式をご案内します。

(4) その他

- ① 対象住宅が提案時点で確定している住宅であること。
- ② 平成28年3月11日（金）までに交付申請^{*}を行うことができる住宅であること。
- ③ 原則として、平成28年12月末までに工事着手するものであること。
 - ・工事着工前に交付申請を行い、交付決定を受けることが必要です。
 - ・リフォーム工事にて実質的に取りかかった時点をもって工事着手とみなします。
- ④ 平成29年2月末までに補助事業完了実績報告書の提出ができるものであること。
 - ・補助事業完了実績報告書は、原則として工事完了後1ヶ月以内に速やかに事務局に提出してください。
- ⑤ 通年申請タイプで既に交付申請をしている場合でも、別の住宅について応募することは可能です。

※P15 3-4 (1) 交付申請を参照

2-2. 対象事業者

(1) 提案者

下記①または②に該当する者のいずれかとする。

① 工事発注者

- ・本補助金の交付を受けて、長期優良住宅化リフォーム推進事業を行う住宅のリフォーム工事発注者（以下、「発注者」とする）。なお、共同住宅等の管理組合を含む。また、提案に際してはあらかじめ建築士等に相談するなど、評価基準や工事内容について十分確認することが望ましい。
- ・発注者提案については「事務代行者の承認届」を提出した場合、設計事務所、コンサルタント、管理会社等の事務代行者によって提案に係る手続きを行うことができます。ただし、施工業者は事務代行者になることはできません。

② 施工業者

- ・本補助金の交付を受けて、長期優良住宅化リフォーム推進事業を行う施工業者。

- ・施工業者が事務代行者を立てて提案に係る手続きを行わせることはできません。

(2) 施工業者による提案方法

提案は下記①または②のいずれかとします。原則、提案者と補助を受ける者は同一者とし、

1 提案者につき、1つの提案書のみ受け付けるものとします。

①単独提案者

- ・本補助金の交付を受けて、長期優良住宅化リフォーム推進事業を行う施工業者

②グループ提案者

- ・本補助金の交付を受けて、長期優良住宅化リフォーム推進事業を行う2者以上の施工業者からなるグループ

①、②いずれの場合も、自ら施工を行わない業界団体、設計事務所、コンサルタント、管理会社、建材商社等は、提案者となることはできません。

また、施工業者が自宅や自社物件等について自らリフォーム工事を行う場合は補助事業の対象とはなりません。買取再販物件においても工事請負契約が必要となりますのでご注意ください。

(提案に当たっての留意事項)

- ・法人による提案の場合、同一の法人登記である者を一者とします。(採択時には登記簿等に記載された法人名称所在地、登記番号(会社法人等番号)を記載していただく他、交付申請時に所在地や事業実態等が確認できる登記簿等の書類が必要)
- ・グループ提案の場合、グループの代表提案者となる法人名等及びその代表者名を明記するものとし、提案に係る連絡は代表提案者を通じて行うものとします。
- ・グループ提案の場合、提案時にグループを構成する施工業者の法人名等及び代表者名を明記してください。
- ・提案後のグループの構成者の追加は認めません。
- ・グループ提案の場合、提案書に記載する過去のリフォーム工事実績は、グループを構成する施工業者の実績の合計とします。
- ・グループによって採択された確定案件の長期優良住宅化リフォーム工事は、原則として提案時に申請した構成者によって実施してください。
- ・補助金交付申請書及び補助事業完了実績報告書は、代表提案者により提出するものとします。
- ・グループを構成する施工業者は、単独で他の提案をすることや、他のグループに所属して他の提案をすることはできません。また、単独で1者が2つ以上の提案をすることはできません。重複して提案した場合、当該施工業者の提案は採択されないことがあります。
- ・これまでに実施した平成25年度、平成26年度及び平成27年度事業の公募において採択を受けている際の「単独/グループ」の別や、グループの構成、代表提案者について、今回の応募の際に変更することが可能です。

2-3. 補助額

長期優良住宅化リフォーム工事に係る補助対象額は、次の(1)に掲げる建設工事等に係る補助額及び(2)に掲げる附帯事務費の合計です。

(1) 建設工事等に係る補助額

建設工事等*に係る補助金の額は、下記a～cに掲げる長期優良住宅化リフォーム工事に要す

る費用の合計の3分の1以内の額とします。ただし、その他性能向上リフォーム工事費に係る補助金の額は、特定性能向上リフォーム工事費に係る補助金の額を超えない額とします。

※設計費は補助対象に含まないものとします。ただし、設計に必要なインスペクションに要する費用、リフォーム工事の履歴情報のための図面作成等に要する費用は、それぞれの費用に含めることができます。

a. 特定性能向上リフォーム工事費

表2の性能項目について、評価基準に基づく性能向上を図るリフォーム工事及びその附帯工事に要する費用

(特定性能向上工事の留意事項)	
・	リフォーム工事後の性能が表2に示す性能項目において、A基準以上（評価基準型(2)の場合はS基準）となる場合に限りま。
・	木造住宅において、劣化対策工事にユニットバス設置工事を含む場合は、「特定性能向上リフォーム工事」として1住戸あたり工事費の1/3かつ30万円以内を補助対象工事費の上限とし、 <u>補助額の上限は10万円</u> とします。
・	維持管理・更新の容易性を向上させるための工事に排水管の交換、または更生工事を含む場合は、特定性能向上リフォーム工事費に含むことができます。この場合、戸建住宅及び共同住宅等の専用部分、共用部分における排水管の交換または更生工事を特定性能向上リフォーム工事費の対象とします。
・	排水管の交換や更生工事を行う場合、排水管が共用部分に位置する場合及び共用配管が専用部分に位置する場合の附帯工事費を補助対象とします。ただし、戸建住宅及び共同住宅等の専用部分における附帯工事費は補助対象外とします。
・	性能の向上を伴わない劣化事象の補修工事についてはその他性能向上工事に含むことは可能ですが、特定性能向上工事に含むことはできませんので、ご注意ください。
・	特定性能向上工事に伴う現状復帰及び現状と同等のものとするための費用については、特定性能向上工事に含むことができます。

表2 住宅の種類別の性能項目

住宅の種類	性能項目
戸建住宅	①構造躯体等の劣化対策 ②耐震性 ③省エネルギー対策 ④維持管理・更新の容易性
共同住宅等	①構造躯体等の劣化対策 ②耐震性 ③省エネルギー対策 ④維持管理・更新の容易性 ⑤高齢者対策 ⑥可変性

b. その他性能向上リフォーム工事費

a 以外の工事で、住宅の性能向上に資するリフォーム工事、及びその附帯工事に要する費用

(その他性能向上工事の留意事項)	
・	評価基準型(1)においてリフォーム後の性能がA基準に満たない項目に係る性能向上に資するリフォーム工事はその他性能向上工事に含まれます。

- ・インスペクションにおいて認められた劣化事象の補修工事に要する費用はその他性能向上工事に含まれます。ただし、築10年以内の構造耐力上主要な部分や雨水の浸入を防止する部分の瑕疵に係る補修等、事業者が瑕疵担保責任がある工事は原則として補助対象外とします。
- ・補助対象に含まれない工事は、特定性能向上リフォーム工事費及び、その他性能向上リフォーム工事費に該当しない表3の工事等とします。
- ・ユニットバス設置に伴い高断熱浴槽を導入する場合は、ユニットバス設置工事費の1/3を上限に「その他性能向上リフォーム工事費」の対象とします。ただし、補助対象工事費の上限は30万円、補助額の上限は10万円とします。
- ・その他性能向上工事として補助対象となる節水型トイレはJIS A 5207の「節水Ⅱ形大便器」の認証を受けているもの又はそれと同等以上の性能を有することが証明されているものに限ります。
- ・その他性能向上工事として補助対象となる高断熱浴槽はJIS A 5532の「高断熱浴槽」の認証を受けているもの又はそれと同等以上の性能を有することが証明されているものに限ります。
- ・その他性能向上工事に伴う現状復帰及び現状と同等のものとするための費用については、その他性能向上工事に含むことができます。

表3 補助対象外の工事

種別	補助対象外工事
専ら個人の嗜好に基づくリフォーム工事費	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁・屋根の装飾及び個人の趣味・嗜好による外壁の塗り替え ・天井、内壁等の壁紙等の内装工事 ・床材の設置・交換工事 ・家具（組み込み式を含む）の設置工事 ・間取りの変更工事 ・トイレの設置・交換工事（節水型トイレを設置する場合を除く） ・浴室の設置・交換工事（劣化対策としてユニットバスを設置する場合及び高断熱浴槽を設置する場合を除く） ・洗面台の設置・交換工事 ・システムキッチンの設置・交換工事 ・その他、個人の趣味・嗜好に基づくリフォーム工事 等
住宅に組み込まれない設備・機器等の導入・交換	<ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房器具のうち、壁掛け式エアコン、蓄熱電気暖房機、FF式暖房機等、壁掛け式熱交換型換気設備 ・浴室・衛生関連設備のうち、シャワーヘッドの交換、食器洗浄機等 ・調理器具（ガスコンロ、IHクッキングヒーター等） ・住戸内（戸建住宅及び共同住宅等）に設置する照明器具、共同住宅等の共用部における照明器具のうち電球の交換等工事を伴わない器具の交換 ・上記に類する発注者が分離して購入可能な後付けの家電に類するもの ・原則として、高効率変圧器や非常用発電機など、「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」の第14条に定める建築設備以外の

	もの（ただし、建築設備の省エネ改修工事に付帯する工事を除く） ・蓄電池 ・家具の固定のための器具及び工事 等
その他	・外構・庭・塀・地盤に関する工事 ・太陽光発電設備 ・本補助事業の主旨に合わない判断されるもの 等

c. インスペクション・履歴・維持保全計画等

- ①長期優良住宅化リフォーム工事に先立って行う既存住宅のインスペクションの費用
- ②工事後に作成するリフォーム工事の履歴情報、維持保全計画の作成に要する費用
- ③リフォーム瑕疵保険（大規模修繕瑕疵保険を含む、以下同じ）の保険料（検査料を含む）
 - ・補助対象となるリフォーム瑕疵保険は、国土交通大臣が指定した住宅瑕疵担保責任保険法人による保険とします。

※①～③に要する費用について、工事費に比べて著しく高額である場合には積算根拠の提示を求める場合があります。

(2) 附帯事務費

本補助事業の遂行に必要な経費の実績額に基づいて、表4に掲げる附帯事務費として、(1)に掲げる補助額（国費）の合計額の2.2%以内の額を補助します。表5に掲げる経費は、補助の対象とならないため、ご注意ください。

表4 附帯事務費

項 目	説 明
附帯事務費	当該事業を行うために必要な人件費、旅費、一般管理費等

表5 申請できない経費

項 目	説 明
建物等施設の建設、不動産取得に関する経費	ただし、本補助金で購入した設備・備品を導入することにより必要となる軽微な据付費等については、申請可能。
事業を実施する者の人件費	応募者の構成員または応募者の構成員に所属する者で、事業を実施（附帯事務を除く）するものの人件費
技術補助者等に支払う経費のうち、労働時間に応じて支払う経費以外の経費	雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナス等の各種手当。 ただし、労働者派遣事業者との契約により技術者等を受け入れるために必要な経費については申請可能。
国内外を問わず、単なる学会出席のための交通費、宿泊費、参加費	ただし、補助金の対象となった事業に関する成果発表を行う場合は申請可能。
効果の検証中に発生した事故・災害の処理のための	—
その他、当該事業における効果の検証の実施に関連性のない経費	—

(3) 補助限度額

上記の(1)に掲げる補助額（国費）及び(2)に掲げる附帯事務費の合計額について、評価

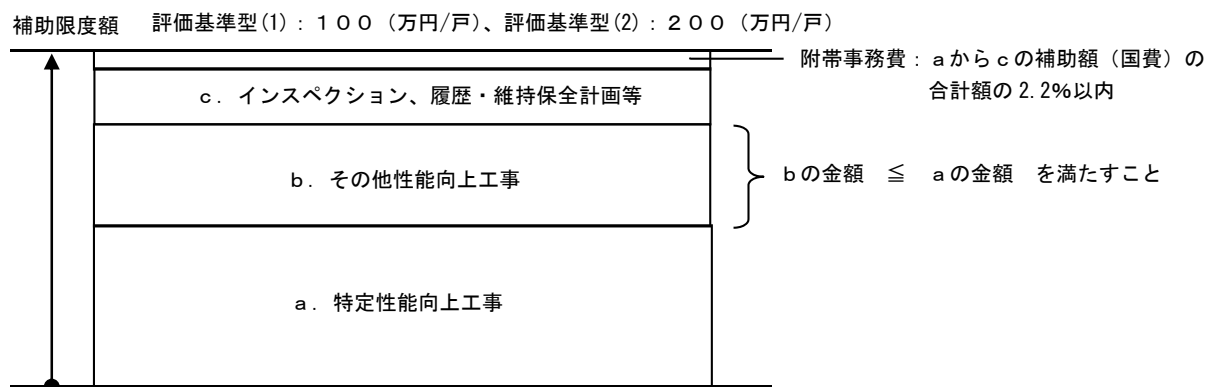
基準型(1)は1住戸あたり100万円、評価基準型(2)は200万円を補助限度額とします。

なお、今回の公募においては、1提案あたりの長期優良住宅化リフォーム工事の戸数及び補助額の上限は定めません。ただし、応募状況に応じて採択額について上限を設定することがあります。

(4) その他

- ・ 施工業者が提案者となる場合、本補助事業の補助金相当額は、長期優良住宅化リフォーム推進事業を行う発注者に還元される必要があります。発注者が買取り再販事業者である場合には、購入者に還元される必要があります。補助金交付申請時に、リフォーム工事請負契約書の写し及び発注者と施工業者間で締結する補助金交付に関する証書の提出を求める予定です。
- ・ 消費税及び地方消費税は、補助金の交付対象外となります。補助対象工事費は消費税等を除いた額としてください。
- ・ 他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下、適正化法）第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象となっている事業は補助の対象とはなりません。補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合は、他の補助事業の対象部分を除く部分について補助対象とすることがあります。ただし、対象住宅において省エネ住宅ポイントを利用する場合、当事業において「省エネルギー対策」に係る工事を補助対象とすることはできません。また、その他のポイント発行対象工事内容についても本事業で重複して補助対象とすることはできません。

(参考) 補助限度額のイメージ



2-4. 評価基準

リフォーム工事後の住宅性能に係る評価基準の概要は表6の通りです。また、評価基準はこれまでに行った公募時点から変更している場合がありますので、必ず平成27年度の評価基準をご参照ください。

表6 リフォーム後の住宅性能に係る評価基準の概要

詳細は、必ず別紙「評価基準」を参照してください。「評価基準」はP21記載のホームページ

からダウンロードすることができます。

※新築認定基準＝平成 21 年国交省告示第 209 号「長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準」

	S 基準	A 基準
1. 構造躯体等の劣化対策	新築認定基準※（＝劣化対策等級 3 に加え、構造の種類に応じて定められた基準）に適合すること。 ただし、一部の基準については同等と認められる代替基準による適合を可とする。	劣化対策等級 2 に加え、構造の種類に応じて定められた基準に適合すること。 ただし、一部の基準については同等と認められる代替基準による適合を可とする。
2. 耐震性	新築認定基準に適合すること。 又は、次のいずれかに適合すること。 ① 新耐震基準による住宅であること。 ② 耐震改修促進法又は同等の方法に基づく耐震診断により、 $I_s \geq 0.6$ 、 $q \geq 1.0$ （木造は $I_w \geq 1.0$ ）であること。	S 基準に適合すること。 又は、新耐震基準による住宅（住宅の着工時期が昭和 56 年 6 月 1 日以降）であること。
3. 省エネルギー対策	次のいずれかに適合すること。 ① 新築認定基準（＝断熱等性能等級 4）に適合していること。 ② 一次エネルギー消費量等級 4 に適合し、一定の断熱措置が講じられていること。	次のいずれかに適合すること。 ※①、②については住宅の部分による適合も可 ① 断熱等性能等級（省エネルギー対策等級）3 に適合し、開口部が一定基準を満たしていること。 ② 一次エネルギー消費量等級 4 に適合し、一定の断熱措置が講じられていること。 ③ 別紙「評価基準」に示すタイプ A～C のいずれか
4. 維持管理・更新の容易性	新築認定基準（＝維持管理対策等級 3）に適合すること。 ただし、一部の基準については同等と認められる代替基準による適合を可とする。	維持管理対策等級 2 に適合すること。 ただし、一部の基準については同等と認められる代替基準による適合を可とする。
5. 高齢者等対策 ※共同住宅等のみ	新築認定基準（＝高齢者等配慮対策（共用部分）等級 3 のうち一部の項目）に適合すること。 ただしエレベータ設置に代えて階段両側手すり設置を可とする。	新築認定基準（＝高齢者等配慮対策（共用部分）等級 3 のうち一部の項目）に適合すること。 ただしエレベータ設置を除く。
6. 可変性 ※共同住宅等のみ	新築認定基準（＝躯体天井高さ 2,650 mm 以上）に適合すること。 又は、主たる居室天井高さ 2,400mm 以上	—
7. 住戸面積の確保	戸建住宅：55㎡以上、共同住宅：40㎡以上 戸建住宅・共同住宅共通：少なくとも 1 の階の床面積が 40㎡以上（階段部分を除く）	
8. 居住環境への配慮	新築時に新築認定基準（地区計画等の区域内にある場合、これらの内容と調和）に適合していること。なお、既存建築物への遡及については当該地区計画等の規定に準じる。	
9. 維持保全計画の策定	新築認定基準（点検の時期・内容を定めること等）に適合すること。 かつ、インスペクションにより判明した劣化事象についてリフォーム時に補修を行わない場合は、当該部分の点検・補修等の時期・内容を記載すること。また、点検の強化等が評価基準適合の条件となる場合は、その内容を記載すること。	

2-5. インスペクション

本事業において実施することとなっているインスペクションは、インスペクター講習団体に登録された者が行うものとします。インスペクター講習団体は、事務局ホームページにて公開しています。登録インスペクターはインスペクター講習団体のホームページをご参照ください。

ただし、対象住宅の近くに登録インスペクターが存在しない場合など、インスペクターへの依頼が困難な場合は、登録インスペクター以外の建築士による実施を可能とします。

※既存住宅の建設住宅性能評価に係る現況検査をもって、登録インスペクターによるインスペクションとみなすことができます。

【参考】インスペクター講習団体について

インスペクター講習団体及び登録するインスペクターは下記の事項を満たすこととします。

(1) 団体の要件

- ①「既存住宅インスペクション・ガイドライン」（平成25年6月、国土交通省）（以下、ガイドライン）に則った住宅のインスペクションの講習会及び講習後の修了考査を行った上で合格者について登録を行っていること。ただし、インスペクター講習団体によるインスペクションに関する考査に合格済であり、かつ十分にインスペクションの実績を有する者については、ガイドラインに則った講習を補完的に受講することによって、登録できることとする。
- ②登録されているインスペクターについてホームページ等で公表していること。
- ③登録されているインスペクターに対する監督が可能であり、登録されているインスペクターに不正が明らかとなった場合、国土交通省に報告するとともに、当該インスペクターに関する情報を公開されているホームページから削除すること。
- ④登録されるインスペクターの数が概ね50人以上の規模であること。
- ⑤自らがインスペクションを実施する団体でないこと。
- ⑥団体の役員、理事等の過半が特定の住宅関連事業者等（リフォーム事業者、住宅生産者、宅地建物取引業者等）に属する、又は過去2年以内に属していた状態にないこと。

(2) 登録するインスペクターの要件

- ①インスペクター講習団体の実施するガイドラインに沿った講習会を受講後、修了考査に合格し、インスペクター講習団体の登録を受けた者。
- ②ガイドラインに則ったインスペクションを適正に実施する能力を有すること。
- ③原則としてインスペクター講習団体のホームページで公表された者であること。
- ④建築士（一級建築士、二級建築士、木造建築士）または建築施工管理技士（1級建築施工管理技士、2級建築施工管理技士）資格を有する者*。

※建築士が本事業におけるインスペクションを実施可能とする住宅は建築士法第3条から第3条の3に基づき、保有資格ごとに設計・監理できる住宅とする。また、建築施工管理技士についてはそれぞれのインスペクターの実務経験を鑑み、インスペクションを実施できる種類の住宅を対象とすることが望ましい。2級建築施工管理技士については「建築」または「躯体かつ仕上げ」を有する者とし、「躯体」のみまたは「仕上げ」のみを有する者は対象外とする。

詳細はP21に記載されているホームページより入手可能な「長期優良住宅化リフォーム推進事業のためのインスペクター講習団体の募集について」をご参照ください。

2-6. 通年申請タイプ

通年申請タイプの概要は下記の通りです。なお、通年申請タイプの申請額が予定している予算に達した場合、申請受付を打ち切ることがあります。

(1) 対象者

下記①、②以外の施工業者とします。

- ①平成26年度補正予算、平成27年度予算による事業で採択を受け、未確定案件の残りがある事業者
- ②既に通年申請タイプの申請を行った事業者

(2) 事業実施の条件

- ・申請は1住戸に限るものとし、1事業者当たり上限100万円（評価基準型(2)の場合は200万円）とする。
- ・各種手続きの期限

交付申請期限	平成28年3月11日（金）必着
工事着手期限	平成28年12月末日
補助事業完了実績報告	平成29年2月28日（火）必着

3. 事業の実施方法

3-1. 事業の全体フロー

本事業は図1、2のとおり、公募・審査と補助金交付の2段階の手続きを経て行われます。

(1) 公募・審査

国土交通省が民間事業者等に対して提案を公募します。応募にあたっては、事業登録と応募書類提出の2段階の手続きが必要です。応募書類の提出があった提案について、P15「3-3」に記載のとおり、国立研究開発法人建築研究所に設置された学識経験者等による長期優良住宅化リフォーム推進事業評価委員会（以下、評価委員会）の評価を踏まえて、国土交通省が事業の採択を決定します。

(2) 補助金交付

補助金を受けるためには、工事着手前に交付申請を行い、交付決定を受けるとともに、事業終了時に補助事業完了実績報告を行っていただく必要があります。

- ・評価基準型(1)においては、図1のフローに則り手続きを進めるものとします。ただし、図2のフローに則り手続きを進めることも可能です。
- ・評価基準型(2)は図2のフローに則り手続きを進める必要があります。

図1 公募・審査、補助金交付のフローの概略（評価機関を利用しない場合）

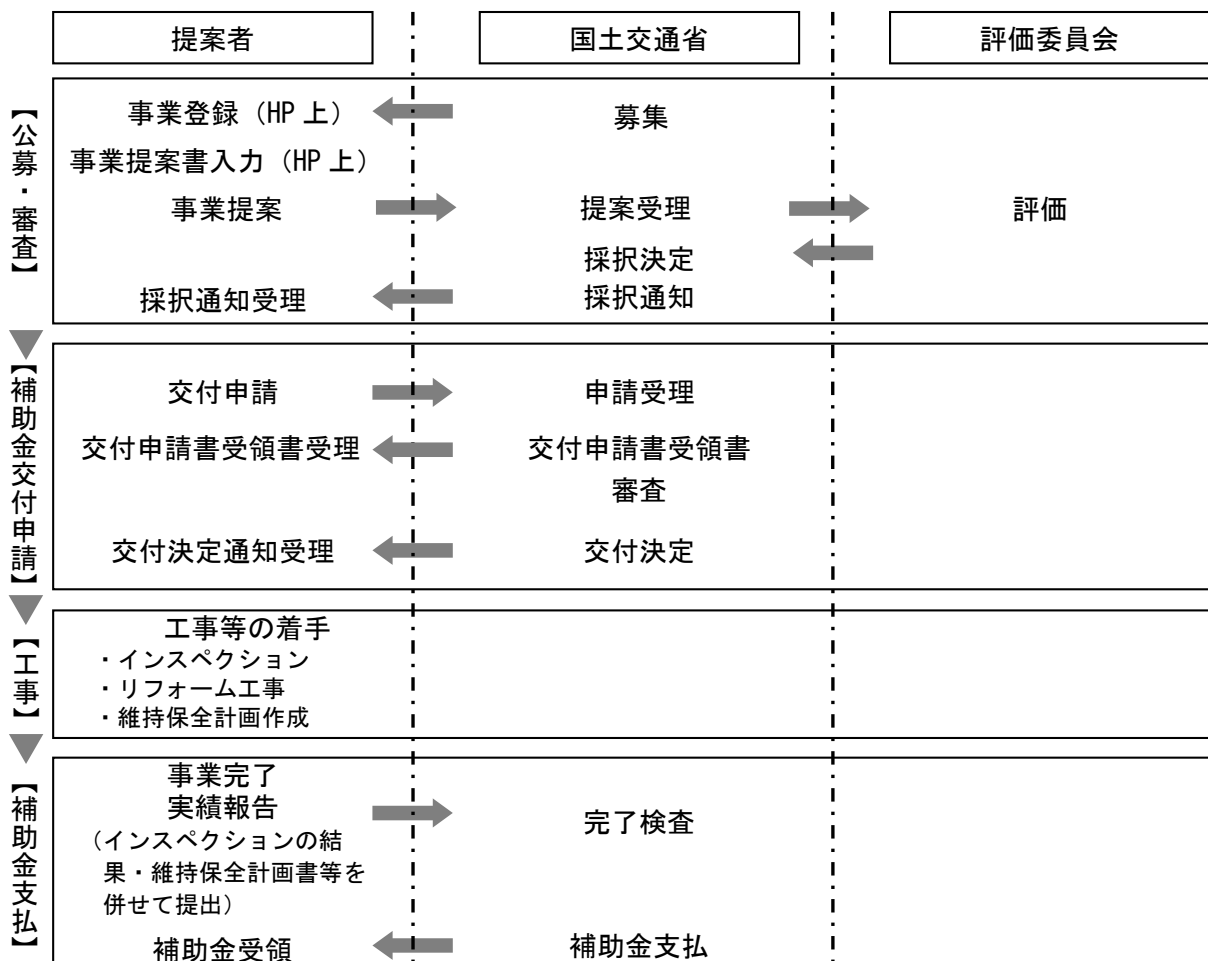


図2 公募・審査、補助金交付のフローの概略（評価機関を利用する場合）

※評価基準型（2）は、下記のフローに基づくこととします。



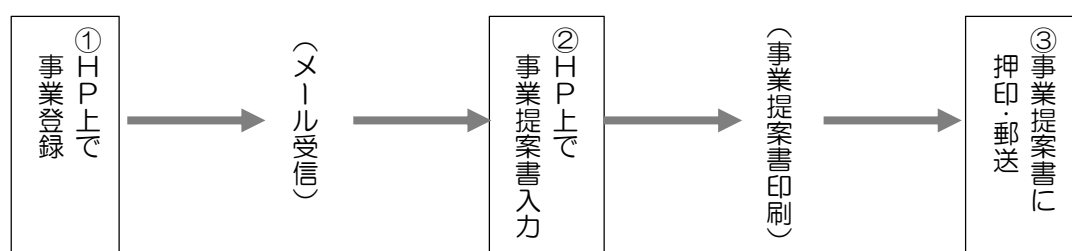
※1 インスペクション及び維持保全計画が作成済みの場合は、適合確認書が発行されます。その場合、「評価機関による審査②」の手続きは不要です。

※2 ※1で適合確認書が発行され、かつ工事内容が変更になった場合は、「評価機関による審査②」が必要です。

3-2. 応募

(1) 応募の流れ

公募期間中に本事業のホームページ（URLはP21参照）にて事業登録後、事務局からのメールに従いホームページ上で事業提案書を入力し、必要書類を印刷して押印の上、郵送にて提出してください。



(2) 応募内容

①提案物件の確定状況

今回の公募で提案可能な住宅はリフォーム工事の実施が提案時に確定している住宅に限ります。提案戸数の上限は定めておりませんが、今回採択を受けた住宅は、平成28年3月11日までに交付申請を行う必要がありますので、この期限までに交付申請を行うことができる範囲で、提案してください。

②提案物件の評価

リフォーム工事实施後の性能について、戸建住宅、共同住宅等それぞれ表7の戸建住宅4項目、共同住宅等5項目について、表8に示す区分により、戸数・補助申請額を申請することとします。

表7 評価区分の対象項目

住宅の種類	評価区分の対象項目
戸建住宅	①構造躯体等の劣化対策 ②耐震性 ③省エネルギー対策 ④維持管理・更新の容易性
共同住宅等*	①構造躯体等の劣化対策 ②耐震性 ③省エネルギー対策 ④維持管理・更新の容易性 ⑤高齢者対策

※共同住宅等では「可変性」は評価区分の対象項目には含みません（S基準以上となるリフォーム工事を行う場合、特定性能向上リフォーム工事の補助対象とすることは可能です。）

表8 住宅性能の評価区分

住宅種別	応募の型	評価区分	内容
戸建住宅	評価基準型(2)	-	すべてS基準
	評価基準型(1)	①	S基準が3個以上かつそれ以外の評価項目がA基準
		②	S基準が2個以上またはS基準とA基準の合計が3個以上
③	劣化対策、耐震性の2項目のうち、S基準とA基準1個ずつ、またはA基準が2個		
共同住宅等*	評価基準型(2)	-	すべてS基準
	評価基準型(1)	①	S基準が4個以上かつそれ以外の評価項目がA基準
		②	S基準が2個以上 またはS基準とA基準の合計が3個以上
③	劣化対策、耐震性の2項目のうち、S基準とA基準1個ずつ、またはA基準が2個		

※共同住宅等の場合、共用部分と住戸専用部分をあわせて、区分の判断を行ってください。

また、共同住宅等における「維持管理・更新の容易性」の評価は原則として共用配管・専用配管の基準を共に満たす必要があります。ただし、共用部分の提案をする場合、共用配管及び過半の住戸における専用配管の基準を満たしていれば、基準を満たしているものとみなします。その場合の補助対象工費は、(基準を満たしている住戸数) ÷ (全住戸数) を乗じた額となります。

3-3. 審査

国土交通省が評価委員会の評価をもとに、事業の採択を決定し、提案者（グループ提案の場合は代表提案者）に通知します。

応募多数の場合、以下の①～③の観点で優先順位をつけて採択事業、採択戸数、補助額を調整することがあります。

①長期優良住宅化リフォームの普及を目的とし、多くの事業者・発注者が本制度を利用できるよう採択する。

②リフォーム工事後に高い性能を見込める事業を優先的に採択する。

③リフォームの工法や仕様について多様な事業者が採択されるよう配慮する。

※採択された事業数、戸数については予算の状況により変更・終了することがあります。その場合、事前に採択事業者と連絡するとともに、再度、書類を提出して頂く場合があります。

※優先順位をつける際、提案者の過去のリフォーム工事実績（グループ提案の場合はグループの構成者のリフォーム工事実績の合計）を考慮することがあります。

※予算に限りがあることから、応募状況によっては確定案件であっても採択されない場合があります。

3-4. 補助金交付

審査結果の採択通知の際に、交付申請の手続き等についてお知らせします。この内容に従い交付申請等の手続きを実施する必要があります。

(1) 交付申請

交付申請は事業が採択され、提案した事業ごとに工事の内容が決まった時点で行ってください。交付申請が提出されない場合や、交付決定がされない場合、交付申請の前に着工した場合は、補助金が交付されませんのでご注意ください。リフォーム工事の適合確認の方法は表9の通りです。

また、過去3カ年度内に住宅局所管事業補助金において、補助金の返還を求められたことのある者等（団体を含む）の本補助金への申請を原則として制限します。なお、本補助金の申請にあたっては、申請の制限に係る事案の有無等について、申告を求めます。

表9 リフォーム工事の適合確認の方法

対象住宅	適合確認の方法
評価基準型(1)	①評価機関による技術的審査を受け、評価機関の発行する基準適合を確認した書類を交付申請時に提出 または ②リフォーム工事の内容が適合しているかどうかについて建築士資格※を有するものによって確認
評価基準型(2)	①評価機関による技術的審査を受け、評価機関の発行する基準適合を確認した書類を交付申請時に提出

※適合確認書類については、当該住宅について設計・工事監理ができる建築士免許を有する建築士が作成するものとします。

(2) 交付決定

交付申請を受け、以下の事項などについて審査し、交付決定を行います。交付決定の結果は申請者に通知します。

- ・交付申請の内容が採択された内容に適合していること。
- ・補助事業の内容が、交付規程及び募集要領の要件を満たしていること。
- ・補助対象事業費には、他の補助金（負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。）の対象費用は含まないこと。

(3) 補助事業の計画変更について

補助を受ける者が、やむを得ない事情により、次の①、②を行おうとする場合には、あらかじめ、承認を得る必要があります。

①補助事業の内容の変更をしようとする場合

②補助事業を中止し、又は廃止する場合

また、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに交付申請窓口（長期優良住宅化リフォーム推進事業実施支援室）に報告し、その指示に従っていただきます。このような手続きを行わず、計画内容に変更があり採択された事業と異なると判断されたものについては、補助の対象となりませんのでご注意ください。また、すでに補助金が交付されている場合には、補助金返還を求めることがありますのでご注意ください。

(4) 実績報告

補助事業者は、補助事業完了後1ヶ月以内に、補助事業完了実績報告書を提出していただく必要があります。補助事業完了実績報告書の提出時には、併せて下記の確認をしますので、ご注意ください。

①工事内容と工事後の性能

- ・補助事業完了実績報告書において、リフォーム工事が提案及び採択の内容（リフォーム工事着手時期、リフォーム工事後の住宅性能等）及び交付申請内容（評価期間による技術的審査を受けた場合は「評価機関による適合確認書」を含む）と実際の工事内容が適合しているかどうかを確認します。工事内容の確認書については建築士資格^{*}を有するものによるものとします。

※当該住宅について設計・工事監理ができる建築士免許を有する建築士

②その他

以下について確認します。

- ・補助対象となっている住宅の現況検査チェックシート
- ・補助対象となっている住宅の維持保全計画書及び長期優良住宅化リフォーム工事の履歴。
- ・リフォーム瑕疵保険に加入している場合、付保証明書
- ・評価期間による技術的審査を受けた場合、評価機関の発行する適合確認書（交付申請時にインスペクション及び維持保全計画書が作成済みで、評価機関による適合確認書が提出された場合を除く）

(5) 額の確定

補助事業完了実績報告書を受理した後、交付申請の内容に沿って事業が実施されたか書類の審査を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、支払いの手続きを行います。詳細は採択時にお知らせします。

3-5. 事業中及び事業完了後の留意点

(1) 取得財産の管理等について

補助を受けた者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行ってください。

補助を受けた者は、設計費・建設工事費にかかるものを除き、取得価格及び効用の増加した価格が単価50万円以上のものについては、承認なく補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。また、承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を納付させることがあります。

(2) 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

本事業では、必要に応じて「補助事業完了実績報告書」の提出後に、現地にて完了検査をする場合があります。また、補助金支払後についても現場検査を行うことがあります。万一、交付規程、募集要領、交付決定の内容等に違反する行為がなされた場合、次の①～③の措置が講じられ得ることに留意してください。

①適正化法第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。

②適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。

③相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。

また、現況検査チェックシート、工事内容の適合書類等の本事業に必要なまたは関連する書類、図面等の作成を担当した建築士については、故意又は悪意による虚偽の記入・証明、未確認での記入・証明などの行為があったことが判明した場合には、建築士法第10条の規定に基づく懲戒処分の対象となる場合があります。

(3) 事業後の対応

補助を受けた者が補助対象財産を販売等により他者に譲渡する場合は、承認が必要となります。ただし、買取再販を行うことが確定している案件については、交付申請時にその旨を申告し、売却決定時に承認を受けるものとします。売却後であっても、補助金等の交付の目的に反して使用する場合は国土交通大臣等の承認が必要となり、補助金の返還が求められることがあります。

また、補助を受けた者は、事業実施内容の検査や、長期優良住宅化リフォームの調査・評価のために事後のアンケートやヒアリング、より詳細な計測データの提供及び実測調査等に協力していただくことがあります。

普及促進を目的に長期優良住宅化リフォームの推進について広く一般に紹介するため、シンポジウムの開催、パンフレット、ホームページ等に提案内容、報告された内容などに関する情報を使用することがあります。この場合、応募書類に記載された内容等について、当該提案者等事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。

(4) 個人情報の利用目的

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、セミナー・シンポジウムの案内、アンケート等の調査について利用することがあります。また、同一の提案に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

(5) その他

本資料によるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要があります。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）
- 二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）
- 三 国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年内閣府・建設省令第 9 号）
- 四 補助事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 3 月 12 日付け建設省会発第 74 号建設事務次官通達）
- 五 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて（昭和 34 年 4 月 15 日付け建設省住発第 120 号住宅局長通達）
- 六 住宅局所管補助事業の附帯事務費等の使途基準について（平成 7 年 11 月 20 日付け建設省住総発 172 号住宅局長通知）
- 七 建設省所管補助事業における食糧費の支出について（平成 7 年 11 月 20 日付け建設省会発第 641 号建設事務次官通知）
- 八 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱について（平成 17 年 9 月 1 日付け国住総第 37 号住宅局長通知）
- 九 住宅局所管補助事業等により取得した財産等の取扱いについて（平成 24 年 3 月 15 日付け国住生第 185 号）
- 十 住宅・建築物環境対策事業費補助金交付要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け国住生第 87 号）
- 十一 その他関連通知等に定めるもの

4. 応募方法

(1) 事業登録

本事業のホームページ (http://www.kenken.go.jp/chouki_r/) にて、応募者、事業概要等について、以下の点に留意して事業登録をしてください。

(事業登録の留意事項)

- ・ 事業登録のみでは、正式な応募とはなりません。
- ・ 事業登録には、電子メールアドレスの登録が必要となります。登録いただいた電子メールアドレスは、審査や審査結果等についての事務連絡などにも使用させていただきますので、確実に連絡がとれる電子メールアドレスを登録してください。また、一度登録された電子メールアドレスは、原則として変更することはできませんので、変更する必要が生じた場合は事業登録をやり直していただく必要があります。
- ・ 過去に事業登録を行ったことのある方も、今回の応募にあたっては、新たに事業登録を行っていただく必要があります。

(2) 応募書類の提出

事業登録の内容に基づき、事業登録の際にお送りするメールに記載のホームページ上で申請様式に入力し、出力した紙面に押印して、表10の提出書類を提出先（P21参照）まで郵送してください。応募書類の提出は、以下の点に留意して行ってください。

(応募書類の留意事項)

- ・ 事業登録の受付時に、ホームページ上応募番号 (算用数字6桁) を応募者に通知します。応募書類には、必ず通知された 応募番号 を記入してください。
- ・ 全ての応募書類の提出は、郵送でのみ受付いたします。 応募者に対して受領した旨の連絡は行いませんので、応募者自身で確認できる方法（簡易書留等）で申し込んでください。
※郵送のほか、宅配等での応募書類の提出も可としますが、到着日にご注意ください。
- ・ 郵送時は、必ず宛先に「長期優良住宅化リフォーム推進事業 担当」と記載してください。また、郵送時の封筒等に必ず事業登録時に通知された「応募番号」を記載し、「応募書類在中」の旨を記載してください（図3参照）。公募締切後の応募書類の差し替えは認めません。
- ・ 提出書類は、ホームページ上の案内にしたがって入力・印刷した申請様式に押印したものとしてください。一部でも手書き修正されたものは事務処理を行うことができません。また、一部でも修正を行った場合は、当該ページ以外にも反映されることがありますので、必ず提案書全体を印刷し直して押印し、提出してください。
- ・ 提出書類が、募集要領に従っていない場合や、ホームページ上の入力が不適切または提出書類の内容と異なるもの、不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、応募を原則無効とします。
- ・ 提出書類の内容について、事務局より問い合わせを行うことがありますので、提出書類の控えは必ず保管してください。提出書類の再発行等を行いません。

図3 応募書類郵送用封筒の作成例

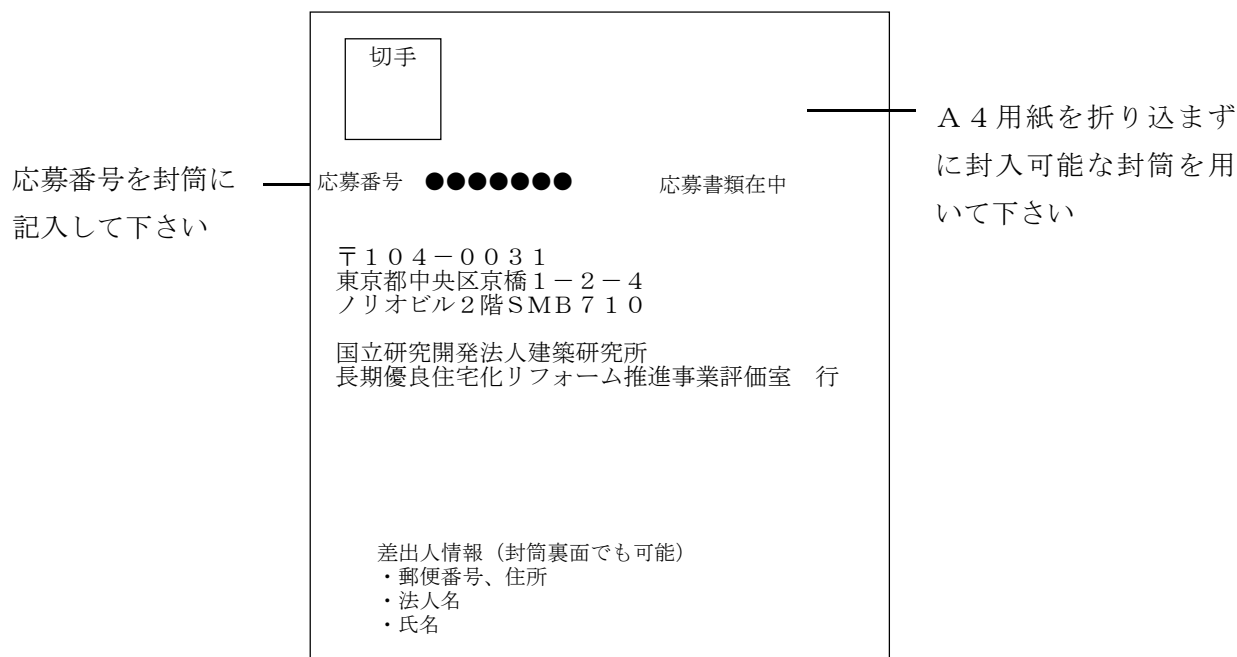


表10 提出書類一覧

書類名	提出書類 (◎必須、○必要 に応じて添付)	提出部数	備考
① 応募書類のチェック表	◎	2部(正1部、正のコピー1部) ※A4サイズとして1部ずつダブルクリップ留めのこと	様式0
② 提案申請書	◎		様式1-1
③ ②-1 グループの構成者リスト※1	○		様式1-2(1)
④ ②-2 グループの構成者※1	○		様式1-2(2)
⑤ ③ 補助事業の実施体制	◎		様式1-3
⑥ ④-1 対象住宅の概要(全体概要、戸建住宅)	◎		様式2-1(1)
⑦ ④-2 対象住宅の概要(共同住宅等)	○		様式2-1(2)
⑧ ⑤ 対象住宅の概要※2	◎		様式2-2
⑨ ⑥ 長期優良住宅化リフォーム工事の概要※2	◎		様式3-1
⑩ ⑦ 事業計画及び補助金申請額(1) ※2	◎		様式4-1
⑪ ⑧ 事業計画及び補助金申請額(2)	◎	様式4-2	
⑫ ⑨ 長期優良住宅化リフォーム工事に係る補助対象事業費の内訳※2	◎	様式4-3	
⑬ ⑩ 事務代行者の承認届※3	○	様式5	

※1 グループ構成者リスト及びグループ構成者はグループ申請の場合に添付してください。

※2 住宅の種類別(戸建住宅、共同住宅等専用部分、共同住宅等共用部分)、及び評価基準型(1)、評価基準型(2)の分類に応じて、提案に必要な書類を提出してください。

※3 発注者が設計事務所等を事務代行者として承認、届出を行う場合、提出してください。

(3) 公募・事業登録のスケジュール

①募集要領等公開・質疑受付開始：平成27年11月10日（火）

②事業登録及び提案書郵送受付期間

平成27年11月10日（火）～平成27年11月30日（月）18時 必着

※メール便をご利用される場合は、到着まで時間を要する場合がありますのでご注意ください。

(4) 事務局

質問・相談については、原則として、電子メール*又はファックスでお願いします。形式的な質問を除き、応募検討者全員に対し回答が必要な事項については、Q&Aとしてホームページに回答を掲載するとともに、その旨を質問者に回答させていただきます。

本募集要領及び応募様式等は、次ページに示すホームページからダウンロードしてください。また、本募集要領及び応募様式等は下記に示す箇所でも配付します（郵送依頼は不可）。

※メールでの問い合わせの際には、事業登録時に通知する応募番号を件名に記入して下さい。

メールの件名の例）【10XXXX】提案者についての質問

(応募書類の送付先)

〒104-0031

東京都中央区京橋1-2-4 ノリオビル2階SMB710

国立研究開発法人建築研究所 長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室

※書類の提出部数は2部（正1部、正のコピー1部）とし、図10に示す提出書類一覧表のうち必要書類をA4サイズで片面印刷し、1部ずつダブルクリップで留めてください。

(問い合わせ先)

FAX : 03-5805-0533

メールアドレス : qanda@choki-reform.com

電話番号 : 03-5805-0522

土日祝日を除き、9:30～17:00まで（12:00～12:45を除く）

(募集要領・応募様式等配布場所)

ホームページ : http://www.kenken.go.jp/chouki_r/

(本募集要領資料・応募様式をダウンロードすることが可能)

〒113-0033

東京都文京区本郷1-28-34 本郷MKビル4F

株式会社 市浦ハウジング&プランニング

長期優良住宅化リフォーム推進事業担当

【別紙】記入にあたっての留意点

(1) 提出書類

P.20 の表 10 提出書類一覧参照

(2) 提出書類の注意事項

【 】内は本事業の提案書作成を行うホームページ上のメニュー名を示していますので、ホームページ入力時にご確認ください。

①応募書類のチェック表（様式0）

- ・提案申請書及び別添資料について、必要書類が整っているか、記入漏れがないか等のチェックを行うシートです。
- ・申請書PDFをダウンロードすると、一枚目に添付されますので、該当する項目の確認欄に手書きでチェックを入れ、「記入者の情報」を記入の上、提出してください。記入者の氏名は自署で記入してください。

①提案申請書（様式1-1）：入力フォーム【申請書基本情報】から入力

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・事業登録時に通知するID（メールアドレス）・パスワードを用いて入力用ホームページにログインして入力してください。応募番号は自動的に入力されますので、事業登録時に送付されたメールに記載されている応募番号と一致しているか、確認してください。
- ・提案者の欄について、法人の場合は法人の代表者名と代表印を押印し、個人の場合は個人名と実印を押印してください。
- ・グループ提案の場合は、グループを構成する者から代表提案者を一者記入して下さい。
- ・発注者提案の場合、提案者連絡先には発注者本人または発注者に属する者（法人の場合は、当該法人に属する者とし、個人の場合は本人または家族等）としてください。
- ・事務代行を行う場合は、「事務代行を行う」にチェックを入れてください。
- ・提案者連絡先は、実務的な連絡を日中受けることが可能な連絡先としてください。
- ・グループ名及び事業名は、他のグループ、事業と区別しやすい名称として下さい。

②グループの構成者（様式1-2）：入力フォーム【グループ提案構成者】から入力

- ・グループ提案の場合、グループを構成するすべての法人・団体等の名称及びその代表者名を、グループ提案構成者一覧に記入してください。
- ・グループ提案の場合、グループ提案構成者一覧に記入すれば、様式1-2（1）、様式1-2（2）が自動生成されますので、印刷した様式1-2（2）に各構成者が押印した上で代表提案者が取りまとめて提出してください。また、未記入の様式1-2（2）を印刷することもできますので、手書きで記入、押印することが可能です。この場合、提出時に様式1-2（1）と構成者の通し番号（No.）を整合させてください。
- ・平成27年度「評価基準型」「提案型」に応募している場合、今回の応募にあたって単独／グループの別、グループの名称・構成者を変更することが可能です。また、平成25、26、27年度の事業で採択を受けている場合、単独／グループの別、グループの名称、代表提案者、構成者を変更することも可能です。

- ・1の提案者（グループの構成者を含む）が、単独・グループの別を問わず、今回の募集において、複数の申請を行うことはできません。

③補助事業の実施体制（様式1-3）：入力フォーム【申請書基本情報】から入力

- ・応募書類は1枚を限度とします。
- ・提案者の直近3期分（年、年度、会計年度いずれも可）におけるリフォーム工事、及びリフォーム以外を含む総工事費の実績概要及び資本金（法人の場合に限る）を記入してください。グループ提案の場合は、グループを構成する者の実績の合計、代表提案者の資本金を記載して下さい。
- ・提案者以外の作業協力者がいる場合は、該当欄に法人名等を記入してください。（作業協力者がいない場合は、記入の必要はありません。）

④対象住宅の概要（様式2-1）：自動生成されますので、工事件数・補助申請額】から確認

- ・リフォーム工事の概要については、補助を受ける者及び所在地が確定している住戸（確定分）について必要事項が集計されますので内容に誤りがないか確認してください。
- ・リフォーム工事の申請件数については、戸建住宅・共同住宅等専用部分・共同住宅等共用部分別に、戸数及び補助申請額等が評価基準型(1)と評価基準型(2)に分けて集計されますので、内容に誤りがないか確認してください。

⑤確定分の対象住宅の概要（様式2-2）：入力フォーム【戸建・共同住宅等専用部分・共同住宅等共用部分の一覧】から入力

- ・事業が確定している案件の世帯主等の氏名及び住所（共同住宅等の場合は戸数）、工期（着手及び完了の時期）を記入してください。
- ・共同住宅等共用部分については棟単位で記入してください。
- ・グループ提案の場合には、各案件を担当する構成者番号を記入してください。
- ・提案する住宅において買取再販を行う場合は、「買取再販」欄にチェックを入れてください。
- ・所有形態が区分所有ではない共同住宅について、共用する部分と専用的に使用する部分全体を一括してリフォームする場合、共同住宅等共用部分として入力してください（併せて共同住宅等専用部分を入力する必要はありません）。この場合、「一棟リフォーム」欄にチェックを入れてください。

⑥長期優良住宅化リフォーム工事の概要（様式3-1）：入力フォーム【戸建・共同住宅等専用部分・共同住宅等共用部分の一覧】から入力

- ・評価基準型(1)と評価基準型(2)を区分し、長期優良住宅化リフォーム工事の概要を記載してください。
- ・各工事の内容、工事個所をチェックした上で仕様等を簡潔に記入してください。
- ・確定案件については、様式2-2と住宅NO.が一致するよう注意してください。
- ・評価基準型(2)において工事後にS基準に適合できない場合や、評価基準型(1)において工事後の性能の区分に変更が生じた場合を除き、記入の内容によって工事内容が制約を受け

ることは原則ありません。

⑦～⑧事業計画及び補助金申請額（様式4-1、様式4-2）：入力フォーム【確定分の戸建・共同住宅等専用部分・共同住宅等共用部分の一覧】から入力

- ・様式2-2、様式3-1の住宅NO.と合わせ、それぞれに金額等を記入してください。
- ・様式4-3に記入する金額を基に、事業費及び補助申請額などを算定してください。
- ・1住戸あたりの補助金申請の限度額を設けておりますのでご注意ください。
- ・端数処理を行う場合は、千円未満を切り捨てとしてください。特に、補助額や附帯事務費の算定にあたって、端数処理に注意してください。
- ・消費税等は除いた額として記入してください。

⑨長期優良住宅化リフォーム工事に係る補助対象事業費の内訳（様式4-3）：入力フォーム【戸建・共同住宅等専用部分・共同住宅等共用部分の一覧】から入力

- ・応募書類はできる限り簡潔にまとめてください。提案する住宅を評価基準型(1)と評価基準型(2)に分類し、それぞれ様式2-2、様式3-1、様式4-1の住戸NO.に一致するよう注意してください。
- ・工事費等（工事費、インスペクションに係る費用、リフォーム瑕疵保険に係る費用等）の項目を適宜立てて、仕様、数量等を明記してください。
- ・評価基準型(2)において工事後にS基準に適合できない場合や、評価基準型(1)において工事後の性能の区分に変更が生じた場合を除き、記入の内容によって工事内容が制約を受けることは原則的にありません。
- ・機器性能など、特記事項がある場合には、備考欄に記入してください。
- ・所有形態が区分所有ではない共同住宅について、共用する部分と専用的に使用する部分全体を一括してリフォームする場合、共同住宅等共用部分として入力してください。
- ・消費税等は除いた額として記載してください。

⑩事務代行者の承認届：発注者提案の場合に設計事務所等が、事務代行者として提案を行う場合に提出してください。

- ・様式1-1を記入する際「事務代行を行う」にチェックを入れると生成されますので、記入内容を確認してください。
- ・発注者が事務代行者として承認したことを双方の合意に基づいて提出していただく必要がありますので、発注者の同意と押印が必要です。

応募書類のチェック表

■ 提案書類のチェック

様式	タイトル	主なチェック項目	確認
	ホームページ上の入力について	ホームページ上の申請書の入力において、申請内容を決定しているか	<input type="checkbox"/>
	提案書全体について	手書きによる修正を行っていないか	<input type="checkbox"/>
様式1-1	提案申請書	応募番号を正しく記入しているか	<input type="checkbox"/>
		提案者(グループ提案の場合は代表提案者)の押印をしているか	<input type="checkbox"/>
		提案者は本補助金の交付を受けて事業を行う建築主または施工業者であるか	<input type="checkbox"/>
		事務代行を行う場合、提案者連絡先が事務代行者となっているか	<input type="checkbox"/>
様式1-2(1)	グループ提案における構成者リスト	(グループ提案の場合)全ての構成者が記入されているか	<input type="checkbox"/>
様式1-2(2)	グループ提案における構成者	(グループ提案の場合)全ての構成者の捺印をしているか	<input type="checkbox"/>
様式1-3	補助事業の実施体制	リフォーム工事の過去の概算実績が記載されているか	<input type="checkbox"/>
		提案者以外の作業協力者がいる場合、記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式2-1	対象住宅の概要	住宅の分類(戸建住宅・共同住宅等専用部・共同住宅等共用部)別にそれぞれの提案住宅戸数と事業費・補助申請額を記入しているか	<input type="checkbox"/>
		工事後の住宅性能の区分別に住宅戸数、補助申請額を正しく記入しているか	<input type="checkbox"/>
様式2-2	確定分の対象住宅の概要	確定案件について、補助を受ける者、住宅の所在地、工期、(共同住宅等の場合戸数)が記載されているか	<input type="checkbox"/>
様式3-1(1)	長期優良住宅化リフォーム工事の概要	リフォームの概要、工事実施項目、工事後の性能、工事箇所、工事内容を正しく記載しているか	<input type="checkbox"/>
		(グループ提案の場合)構成者Noが記入されているか	<input type="checkbox"/>
様式4-1 様式4-2	事業計画及び補助申請額	補助申請額が、1住戸あたり附帯事務費を含め上限額(評価基準型(1):100万円、評価基準型(2):200万円以下となっているか	<input type="checkbox"/>
		その他性能向上リフォーム工事に対する補助額が特定性能向上リフォーム工事に対する補助額以下となっているか	<input type="checkbox"/>
		各費用は千円未満切り捨てとして記載しているか	<input type="checkbox"/>
様式4-3(1)	長期優良化リフォーム工事に係る事業費の内訳	補助対象とならないものを計上していないか	<input type="checkbox"/>
様式5	事務代行者の承認届	発注者、事務代行者の押印があるか	<input type="checkbox"/>

記入者	法人・団体名	氏名(自署) [*]

※) 氏名は自署で記入してください。

申請日(記入日)	平成27年			月	日
提案番号	27	1	0		

国土交通大臣 石井啓一 殿

平成27年度 長期優良住宅化リフォーム推進事業提案申請書 (評価基準型追加公募)

以下の内容により、長期優良住宅化リフォーム推進事業の提案を申請します。

応募番号	1	0				
------	---	---	--	--	--	--

事業名	
-----	--

提案者種別 (選択)	<input type="checkbox"/> 単独提案	提案者(選択)	
	<input type="checkbox"/> グループ提案	グループ名	
		代表提案者の種別(選択)	

提案者※1 (グループ提案の場合は代表提案者)	法人・団体等の場合	法人・団体等の名称	フリガナ	印
		法人・団体等の住所	〒	
		代表者名	フリガナ	
	個人の場合	氏名	フリガナ	印
		住所	〒	

提案者連絡先(グループ提案の場合は代表提案者に属し、日中連絡を取れる方)			<input type="checkbox"/>	事務代行を行う
法人・団体等の名称				
部署名		フリガナ 氏名		
役職名				
メールアドレス		住所	〒	
電話番号	固定		(内線)	
	携帯			

※1) 代表提案者は、事業登録時に選択した者について、法人・団体等の場合は法人名又は団体名と代表者名を、個人の場合は、氏名を記入してください。

※2) 会社法人等番号には登記簿に記載されている番号を記入してください。

グループ提案における構成者リスト

(グループ提案のみ提出)

枚 / 枚

グループ名					
グループの構成者※1					
構成者No	フリガナ				
1※2 代表 提案者	法人・団体等 の名称※3	フリガナ			
	法人・団体等 の名称※3	フリガナ			
	法人・団体等 の住所	〒 ー			
	電話番号	固定		会社法人等 番号※4	
		携帯			
	代表者	役職名			フリガナ
					氏名
	担当者	部署・役職名			フリガナ
					氏名
	法人・団体等 の名称※3	フリガナ			
	法人・団体等 の住所	〒 ー			
	電話番号	固定		会社法人等 番号※4	
		携帯			
	代表者	役職名			フリガナ
					氏名
	担当者	部署・役職名			フリガナ
					氏名
	法人・団体等 の名称※3	フリガナ			
	法人・団体等 の住所	〒 ー			
	電話番号	固定		会社法人等 番号※4	
		携帯			
	代表者	役職名			フリガナ
					氏名
	担当者	部署・役職名			フリガナ
					氏名
	法人・団体等 の名称※3	フリガナ			
	法人・団体等 の住所	〒 ー			
	電話番号	固定		会社法人等 番号※4	
		携帯			
	代表者	役職名			フリガナ
					氏名
	担当者	部署・役職名			フリガナ
					氏名

※1) グループの構成者はリフォーム工事の施工者に限るものとします。
 ※2) 構成者No1には代表提案者の情報(法人・団体等の名称)を記入してください。
 ※3) 法人・団体等の名称の記入は、法人の場合は登記簿の記載通りとし、英数字を含めて全角で記入してください。
 ※4) 会社法人等番号には登記簿に記載されている番号を記入してください。
 ※5) 構成者No2以降の欄に代表提案者を再記入しないでください。また同じ構成者を異なる構成者Noに再記入しないでください。
 (誤記入された場合、データを消去して空欄としてください。)

グループ提案における構成者^{※1}

(グループ提案のみ提出)

グループ名						
構成者No	法人・団体等の名称 ^{※2}	フリガナ			印	
	法人・団体等の住所	〒 —				
	電話番号	固定		会社法人等番号 ^{※3}		
		携帯				
	代表者	役職名		氏名		フリガナ
担当者	部署・役職名		氏名	フリガナ		

※1)グループの構成者はリフォーム工事の施工者に限るものとします。

※2)法人・団体等の名称の記入は、法人の場合は登記簿の記載通りとし、英数字を含めて全角で記入してください。

※3)会社法人等番号には登記簿に記載されている番号を記入してください。

(注)構成者No.欄には様式1-2(1)と同じ番号を記入し、各構成者の名称、代表者名等を記入の上、押印してください。

補助事業の実施体制

1. リフォーム工事の概算実績

- ・提案者の直近3年(年、年度、会計年度いずれも可)の総工事費、及びリフォーム工事の概算実績(件数・総工事費)を記入してください。
- ・グループ提案の場合、グループ構成者の合計値を記載してください。

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		3年間合計	
戸建住宅・共同住宅専用部のリフォーム工事戸数		戸		戸		戸		戸
共同住宅等共用部分のリフォーム工事件数		棟		棟		棟		棟
リフォーム工事の総工事費		千円		千円		千円		千円
リフォーム工事以外を含む総工事費		千円		千円		千円		千円
代表提案者の資本金						千円		

- (注1)消費税等は除いた額を記載してください。
- (注2)千円未満は、切り捨てて入力してください(千円未満を入力された場合、切り捨て処理して保存されます)。
- (注3)発注者提案の場合、記入は不要です。
- (注4)平成26年度の実績が分からない場合は、平成23年度から平成25年度の実績を記入してください。

2. 補助事業の実施体制

- ・提案者以外の作業協力者の有無を下記にチェックしてください。

作業協力者の有無	<input type="checkbox"/> 有り	<input type="checkbox"/> 無し
----------	-----------------------------	-----------------------------

- ・提案者以外の作業協力者が有りの場合は下記を記載してください。
(作業協力者がいない場合、未定の場合は記載不要です)
- ・長期優良住宅化リフォーム工事における役割がわかるよう、設計者、施工者等別に明記してください。

事業名	
-----	--

		法人名	代表者	連絡先(電話番号)
作業 協力者	設計者			
	施工者			
	リース事業者			
	建材メーカー			
	機器メーカー			
	商社			
	その他			

対象住宅の概要

1. リフォーム工事の件数と補助申請額

事業名													
提案住宅数	評価基準型(1)	戸建住宅			共同住宅等専用部分			共同住宅等共用部分			合計		
		戸	戸	戸	棟	戸	棟	戸	棟	戸	棟	戸	
	評価基準型(2)	戸	戸	戸	棟	戸	棟	戸	棟	戸	棟	戸	
	合計	戸	戸	戸	棟	戸	棟	戸	棟	戸	棟	戸	
事業費※		千円			千円			千円			千円		
補助申請額※		千円			千円			千円			千円		

※「事業費」は様式4-2の④を、「補助申請額」は様式4-2の⑤の金額が転記されている事を確認してください。

2. リフォーム工事の申請件数(戸建住宅)

・本提案で実施する長期優良住宅化リフォームの戸数及び補助申請金額を、リフォーム工事後の性能の区分別に記入してください。

(1) 戸建住宅

・戸建住宅の性能評価は「劣化対策」「耐震性」「省エネルギー対策」「維持管理・更新の容易性」の4つで行います。

工事後の性能		合計		
評価基準型(1)	区分① S基準が3個以上かつそれ以外の評価項目のすべてがA基準	戸数		戸
		補助申請額		千円
	区分② S基準が2個以上またはS基準とA基準の合計が3個以上	戸数		戸
		補助申請額		千円
	区分③ 劣化対策、耐震性の2項目のうち、S基準とA基準1個ずつ、またはA基準が2個	戸数		戸
		補助申請額		千円
	合計	戸数		戸
		補助申請額		千円
評価基準型(2) すべてS基準	戸数		戸	
	補助申請額		千円	
総計	戸数		戸	
	補助申請額		千円	

2. リフォーム工事の申請件数(共同住宅等)

(共同住宅等の提案を含む場合のみ提出)

・本提案で実施する長期優良住宅化リフォームの戸数(共同住宅等共有部分の場合は戸数及び棟数)及び補助申請金額をリフォーム工事後の性能の区分別に記入してください。

・戸数及び補助申請額は評価基準型(1)と評価基準型(2)、及びその合計を記入してください。

(2) 共同住宅等専用部分

・共同住宅等専用部分の性能評価は「劣化対策」「耐震性」「省エネルギー対策」「維持管理・更新の容易性」「高齢者対策」の5つで行います。

工事後の性能		合計		
評価基準型(1)	区分① S基準が3個以上かつそれ以外の評価項目のすべてがA基準	戸数		戸
		補助申請額		千円
	区分② S基準が2個以上またはS基準とA基準の合計が3個以上	戸数		戸
		補助申請額		千円
	区分③ 劣化対策、耐震性の2項目のうち、S基準とA基準1個ずつ、またはA基準が2個	戸数		戸
		補助申請額		千円
	合計	戸数		戸
		補助申請額		千円
評価基準型(2) すべてS基準	戸数		戸	
	補助申請額		千円	
総計	戸数		戸	
	補助申請額		千円	

(3) 共同住宅等共用部分

・共同住宅等の性能評価は「劣化対策」「耐震性」「省エネルギー対策」「維持管理・更新の容易性」「高齢者対策」の5つで行います。

工事後の性能		合計				
評価基準型(1)	区分① S基準が3個以上かつそれ以外の評価項目のすべてがA基準	戸数		棟		戸
		補助申請額				千円
	区分② S基準が2個以上またはS基準とA基準の合計が3個以上	戸数		棟		戸
		補助申請額				千円
	区分③ 劣化対策、耐震性の2項目のうち、S基準とA基準1個ずつ、またはA基準が2個	戸数		棟		戸
		補助申請額				千円
	合計	戸数		棟		戸
		補助申請額				千円
評価基準型(2) すべてS基準	戸数		棟		戸	
	補助申請額				千円	
総計	戸数		棟		戸	
	補助申請額				千円	

(注1) (3)で記入する戸数は棟全体の住宅の戸数としてください。

(注2) 共同住宅等の場合、共用部分と住戸専用部分をあわせて、工事後の性能区分の判断を行ってください。

評価基準型(1) 対象住宅の概要(戸建住宅)			
戸確(1)NO.※1	補助を受ける者※2	対象住宅の所在地※2	工期 (着手～完了)
戸確(1) -		〒	H . . . ~
		構成者No- <input type="checkbox"/> 買取再販	
戸確(1) -		〒	H . . . ~
		構成者No- <input type="checkbox"/> 買取再販	
戸確(1) -		〒	H . . . ~
		構成者No- <input type="checkbox"/> 買取再販	
戸確(1) -		〒	H . . . ~
		構成者No- <input type="checkbox"/> 買取再販	
戸確(1) -		〒	H . . . ~
		構成者No- <input type="checkbox"/> 買取再販	

評価基準型(2) 対象住宅の概要(戸建住宅)			
戸確(2)NO.※1	補助を受ける者※2	対象住宅の所在地※2	工期 (着手～完了)
戸確(2) -		〒	H . . . ~
		構成者No- <input type="checkbox"/> 買取再販	
戸確(2) -		〒	H . . . ~
		構成者No- <input type="checkbox"/> 買取再販	
戸確(2) -		〒	H . . . ~
		構成者No- <input type="checkbox"/> 買取再販	
戸確(2) -		〒	H . . . ~
		構成者No- <input type="checkbox"/> 買取再販	
戸確(2) -		〒	H . . . ~
		構成者No- <input type="checkbox"/> 買取再販	

※1) 様式3-1等の他の様式と共通の番号を記入してください。

※2) 世帯主の氏名及び住所を記入してください。住所は都道府県名を含み、番地まで詳細に記入してください。

(注1) グループ提案の場合は構成者No.に当該案件を施工することが決まっている構成者の番号を記入してください。

評価基準型(1) 対象住宅の概要(共同住宅等専用部分)					
共専確(1)NO.※1	戸数	補助を受ける者※2	対象住宅の所在地※2※3	工期 (着手～完了)	備考※4
共専確(1) -	戸		〒 構成者No- <input type="checkbox"/> 買取再販	H . . . ~	-
共専確(1) -	戸		〒 構成者No- <input type="checkbox"/> 買取再販	H . . . ~	-
共専確(1) -	戸		〒 構成者No- <input type="checkbox"/> 買取再販	H . . . ~	-
共専確(1) -	戸		〒 構成者No- <input type="checkbox"/> 買取再販	H . . . ~	-
共専確(1) -	戸		〒 構成者No- <input type="checkbox"/> 買取再販	H . . . ~	-

評価基準型(2) 対象住宅の概要(共同住宅等専用部分)					
共専確(2)NO.※1	戸数	補助を受ける者※2	対象住宅の所在地※2※3	工期 (着手～完了)	備考※4
共専確(2) -	戸		〒 構成者No- <input type="checkbox"/> 買取再販	H . . . ~	-
共専確(2) -	戸		〒 構成者No- <input type="checkbox"/> 買取再販	H . . . ~	-
共専確(2) -	戸		〒 構成者No- <input type="checkbox"/> 買取再販	H . . . ~	-
共専確(2) -	戸		〒 構成者No- <input type="checkbox"/> 買取再販	H . . . ~	-
共専確(2) -	戸		〒 構成者No- <input type="checkbox"/> 買取再販	H . . . ~	-

※1) 様式3-1等の他の様式と共通の番号を記入してください。
 ※2) 建築主または世帯主のうち1名の氏名及び住所を記入してください。
 ※3) 対象住宅の所在地は、都道府県名を含み、番地まで詳細に記入してください(マンション名、棟名、室番号まで)。
 ※4) 備考欄には、同時に申請する共用部分がある場合、共用No.(共用確(1)-●、共用確(2)-○)を記入してください。
 (注1) 同建物内で同様の工事をする場合等においても、建築主または世帯主単位で1住戸ごとに記入してください。
 (注2) グループ提案の場合は構成者No.に当該案件を施工することが決まっている構成者の番号を記入してください。

評価基準型(1) 対象住宅の概要(共同住宅等共用部分)						
共用確(1)NO.※1	戸数	補助を受ける者※2	対象住宅の所在地※2※3	工期 (着手～完了)	備考※4	
共用確(1) -	戸		〒	H . . . ~	-	
			構成者No-			<input type="checkbox"/> 買取再販 <input type="checkbox"/> 一棟リフォーム(共用部分+専用部分)
共用確(1) -	戸		〒	H . . . ~	-	
			構成者No-			<input type="checkbox"/> 買取再販 <input type="checkbox"/> 一棟リフォーム(共用部分+専用部分)
共用確(1) -	戸		〒	H . . . ~	-	
			構成者No-			<input type="checkbox"/> 買取再販 <input type="checkbox"/> 一棟リフォーム(共用部分+専用部分)
共用確(1) -	戸		〒	H . . . ~	-	
			構成者No-			<input type="checkbox"/> 買取再販 <input type="checkbox"/> 一棟リフォーム(共用部分+専用部分)
共用確(1) -	戸		〒	H . . . ~	-	
			構成者No-			<input type="checkbox"/> 買取再販 <input type="checkbox"/> 一棟リフォーム(共用部分+専用部分)

評価基準型(2) 対象住宅の概要(共同住宅等共用部分)						
共用確(2)NO.※1	戸数	補助を受ける者※2	対象住宅の所在地※2※3	工期 (着手～完了)	備考※4	
共用確(2) -	戸		〒	H . . . ~	-	
			構成者No-			<input type="checkbox"/> 買取再販 <input type="checkbox"/> 一棟リフォーム(共用部分+専用部分)
共用確(2) -	戸		〒	H . . . ~	-	
			構成者No-			<input type="checkbox"/> 買取再販 <input type="checkbox"/> 一棟リフォーム(共用部分+専用部分)
共用確(2) -	戸		〒	H . . . ~	-	
			構成者No-			<input type="checkbox"/> 買取再販 <input type="checkbox"/> 一棟リフォーム(共用部分+専用部分)
共用確(2) -	戸		〒	H . . . ~	-	
			構成者No-			<input type="checkbox"/> 買取再販 <input type="checkbox"/> 一棟リフォーム(共用部分+専用部分)
共用確(2) -	戸		〒	H . . . ~	-	
			構成者No-			<input type="checkbox"/> 買取再販 <input type="checkbox"/> 一棟リフォーム(共用部分+専用部分)

※1) 様式3-1等の他の様式と共通の番号を棟ごとに記入してください。複数棟の共同住宅等を申請する場合も棟別に記入してください。

※2) 建築主が法人格を持つ管理組合の場合、管理組合の法人名及び所在地を記入してください。

その他の場合は管理組合の名称及び管理組合理事長等、代表者の氏名、住所を記入してください。

※3) 対象住宅の所在地は都道府県名を含み、番地まで詳細に記入してください(マンション名、棟名等)。

※4) 備考欄には、同時に申請する住戸専用部分がある場合、共専No.(共専確(1)-●、共専確(2)-○)を記入してください。

(注1) グループ提案の場合は構成者No.に当該案件を施工することが決まっている構成者の番号を記入してください。

■工事内容

長期優良住宅化リフォーム工事の概要(評価基準型(1) 戸建住宅)							
リフォーム工事の概要		リフォーム工事の実施	リフォーム工事後の性能(複数回答可)	性能項目	基準	リフォーム工事箇所(複数回答可)	リフォーム工事内容(仕様等を記載)
戸確(1) -	工事後の性能	<input type="checkbox"/> 区分①	<input type="checkbox"/>	劣化対策	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 基礎	
		<input type="checkbox"/> 区分②	<input type="checkbox"/>	耐震	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 床・床下	
		<input type="checkbox"/> 区分③	<input type="checkbox"/>	省エネ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 柱・梁	
			<input type="checkbox"/>	維持管理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 壁	
			<input type="checkbox"/>	その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 屋根(天井)	
						<input type="checkbox"/> 開口部	
						<input type="checkbox"/> 設備配管	
						<input type="checkbox"/> 設備機器	
						<input type="checkbox"/> その他	
戸確(1) -	工事後の性能	<input type="checkbox"/> 区分①	<input type="checkbox"/>	劣化対策	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 基礎	
		<input type="checkbox"/> 区分②	<input type="checkbox"/>	耐震	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 床・床下	
		<input type="checkbox"/> 区分③	<input type="checkbox"/>	省エネ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 柱・梁	
			<input type="checkbox"/>	維持管理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 壁	
			<input type="checkbox"/>	その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 屋根(天井)	
						<input type="checkbox"/> 開口部	
						<input type="checkbox"/> 設備配管	
						<input type="checkbox"/> 設備機器	
						<input type="checkbox"/> その他	
戸確(1) -	工事後の性能	<input type="checkbox"/> 区分①	<input type="checkbox"/>	劣化対策	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 基礎	
		<input type="checkbox"/> 区分②	<input type="checkbox"/>	耐震	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 床・床下	
		<input type="checkbox"/> 区分③	<input type="checkbox"/>	省エネ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 柱・梁	
			<input type="checkbox"/>	維持管理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 壁	
			<input type="checkbox"/>	その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 屋根(天井)	
						<input type="checkbox"/> 開口部	
						<input type="checkbox"/> 設備配管	
						<input type="checkbox"/> 設備機器	
						<input type="checkbox"/> その他	
戸確(1) -	工事後の性能	<input type="checkbox"/> 区分①	<input type="checkbox"/>	劣化対策	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 基礎	
		<input type="checkbox"/> 区分②	<input type="checkbox"/>	耐震	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 床・床下	
		<input type="checkbox"/> 区分③	<input type="checkbox"/>	省エネ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 柱・梁	
			<input type="checkbox"/>	維持管理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 壁	
			<input type="checkbox"/>	その他	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 屋根(天井)	
						<input type="checkbox"/> 開口部	
						<input type="checkbox"/> 設備配管	
						<input type="checkbox"/> 設備機器	
						<input type="checkbox"/> その他	

長期優良住宅化リフォーム工事の概要(評価基準型(2) 戸建住宅)							
リフォーム工事の概要		リフォーム工事の実施	リフォーム工事後の性能(複数回答可)	性能項目	基準	リフォーム工事箇所(複数回答可)	リフォーム工事内容(仕様等を記載)
戸確(2) -		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	劣化対策	S	<input type="checkbox"/> 基礎	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	耐震	S	<input type="checkbox"/> 床・床下	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省エネ	S	<input type="checkbox"/> 柱・梁	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	維持管理	S	<input type="checkbox"/> 壁	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他	S	<input type="checkbox"/> 屋根(天井)	
						<input type="checkbox"/> 開口部	
						<input type="checkbox"/> 設備配管	
						<input type="checkbox"/> 設備機器	
						<input type="checkbox"/> その他	
戸確(2) -		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	劣化対策	S	<input type="checkbox"/> 基礎	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	耐震	S	<input type="checkbox"/> 床・床下	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省エネ	S	<input type="checkbox"/> 柱・梁	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	維持管理	S	<input type="checkbox"/> 壁	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他	S	<input type="checkbox"/> 屋根(天井)	
						<input type="checkbox"/> 開口部	
						<input type="checkbox"/> 設備配管	
						<input type="checkbox"/> 設備機器	
						<input type="checkbox"/> その他	
戸確(2) -		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	劣化対策	S	<input type="checkbox"/> 基礎	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	耐震	S	<input type="checkbox"/> 床・床下	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	省エネ	S	<input type="checkbox"/> 柱・梁	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	維持管理	S	<input type="checkbox"/> 壁	
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他	S	<input type="checkbox"/> 屋根(天井)	
						<input type="checkbox"/> 開口部	
						<input type="checkbox"/> 設備配管	
						<input type="checkbox"/> 設備機器	
						<input type="checkbox"/> その他	

(注1) 該当する口を■としてチェックしてください。
 (注2) 様式2-2等の他の様式と共通の番号になるように、記入してください。
 (注3) リフォーム後の性能には、当該性能を向上させるリフォームを実施しなかった場合についても、インスペクションやエビデンス等により明らかとされた場合は記入してください。

■ 工事内容

枚 / 枚

長期優良住宅化リフォーム工事の概要(評価基準型(1) 共同住宅等専用部分)						
リフォーム工事の概要			リフォーム工事の実施	リフォーム工事後の性能(複数回答可)	リフォーム工事箇所(複数回答可)	リフォーム工事内容(仕様等を記載)
			性能項目	基準		
共専確(1) -	戸数	戸	<input type="checkbox"/>	劣化対策	<input type="checkbox"/>	壁
	工事後の性能	区分①	<input type="checkbox"/>	耐震	<input type="checkbox"/>	天井
			<input type="checkbox"/>	省エネ	<input type="checkbox"/>	床
共専確(1) -	区分②	区分③	<input type="checkbox"/>	維持管理	<input type="checkbox"/>	開口部
			<input type="checkbox"/>	高齢者	<input type="checkbox"/>	設備配管
			<input type="checkbox"/>	可変性*	<input type="checkbox"/>	設備機器
<input type="checkbox"/>	その他	<input type="checkbox"/>	その他	<input type="checkbox"/>	その他	

長期優良住宅化リフォーム工事の概要(評価基準型(2) 共同住宅等専用部分)						
リフォーム工事の概要			リフォーム工事の実施	リフォーム工事後の性能(複数回答可)	リフォーム工事箇所(複数回答可)	リフォーム工事内容(仕様等を記載)
			性能項目	基準		
共専確(2) -	戸数	戸	<input type="checkbox"/>	劣化対策	S	壁
	工事後の性能	区分①	<input type="checkbox"/>	耐震	S	天井
			<input type="checkbox"/>	省エネ	S	床
共専確(2) -	区分②	区分③	<input type="checkbox"/>	維持管理	S	開口部
			<input type="checkbox"/>	高齢者	S	設備配管
			<input type="checkbox"/>	可変性*	S	設備機器
<input type="checkbox"/>	その他	<input type="checkbox"/>	その他	<input type="checkbox"/>	その他	

※可変性については工事後の性能区分を求める際の対象項目ではありませんのでご注意ください。
 (注1)該当する口を■としてチェックしてください。
 (注2)様式2-2等の他の様式と共通の番号に、記入してください。
 (注3)同建物内で同様の工事をする場合等においても、建築主または世帯主単位で住戸ごとに記入してください。
 (注4)リフォーム後の性能には、当該性能を向上させるリフォームを実施しなかった場合についても、インスペクションやエビデンス等により明らかとされた場合は記入してください。

■ 工事内容

枚 / 枚

長期優良住宅化リフォーム工事の概要(評価基準型(1) 共同住宅等共用部分)							
リフォーム工事の概要			リフォーム工事の実施	リフォーム工事後の性能(複数回答可)	リフォーム工事箇所(複数回答可)	リフォーム工事内容(仕様等を記載)	
共用確(1) -	棟全体の戸数	戸	劣化対策 <input type="checkbox"/> 耐震 <input type="checkbox"/> 省エネ <input type="checkbox"/> 維持管理 <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 可変性 <input type="checkbox"/> その他	基準	<input type="checkbox"/> 基礎 <input type="checkbox"/> 床 <input type="checkbox"/> 柱・梁 <input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> 屋根(天井) <input type="checkbox"/> 開口部 <input type="checkbox"/> 設備配管 <input type="checkbox"/> その他		
							区分別
共用確(1) -	棟全体の戸数	戸	劣化対策 <input type="checkbox"/> 耐震 <input type="checkbox"/> 省エネ <input type="checkbox"/> 維持管理 <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 可変性 <input type="checkbox"/> その他	基準	<input type="checkbox"/> 基礎 <input type="checkbox"/> 床 <input type="checkbox"/> 柱・梁 <input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> 屋根(天井) <input type="checkbox"/> 開口部 <input type="checkbox"/> 設備配管 <input type="checkbox"/> その他		
							区分①
							区分②
共用確(1) -	棟全体の戸数	戸	劣化対策 <input type="checkbox"/> 耐震 <input type="checkbox"/> 省エネ <input type="checkbox"/> 維持管理 <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 可変性 <input type="checkbox"/> その他	基準	<input type="checkbox"/> 基礎 <input type="checkbox"/> 床 <input type="checkbox"/> 柱・梁 <input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> 屋根(天井) <input type="checkbox"/> 開口部 <input type="checkbox"/> 設備配管 <input type="checkbox"/> その他		
							区分①
							区分②
共用確(1) -	棟全体の戸数	戸	劣化対策 <input type="checkbox"/> 耐震 <input type="checkbox"/> 省エネ <input type="checkbox"/> 維持管理 <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 可変性 <input type="checkbox"/> その他	基準	<input type="checkbox"/> 基礎 <input type="checkbox"/> 床 <input type="checkbox"/> 柱・梁 <input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> 屋根(天井) <input type="checkbox"/> 開口部 <input type="checkbox"/> 設備配管 <input type="checkbox"/> その他		
							区分①
							区分②
共用確(1) -	棟全体の戸数	戸	劣化対策 <input type="checkbox"/> 耐震 <input type="checkbox"/> 省エネ <input type="checkbox"/> 維持管理 <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 可変性 <input type="checkbox"/> その他	基準	<input type="checkbox"/> 基礎 <input type="checkbox"/> 床 <input type="checkbox"/> 柱・梁 <input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> 屋根(天井) <input type="checkbox"/> 開口部 <input type="checkbox"/> 設備配管 <input type="checkbox"/> その他		
							区分①
							区分②
共用確(1) -	棟全体の戸数	戸	劣化対策 <input type="checkbox"/> 耐震 <input type="checkbox"/> 省エネ <input type="checkbox"/> 維持管理 <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 可変性 <input type="checkbox"/> その他	基準	<input type="checkbox"/> 基礎 <input type="checkbox"/> 床 <input type="checkbox"/> 柱・梁 <input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> 屋根(天井) <input type="checkbox"/> 開口部 <input type="checkbox"/> 設備配管 <input type="checkbox"/> その他		
							区分①
							区分②

長期優良住宅化リフォーム工事の概要(評価基準型(2) 共同住宅等共用部分)							
リフォーム工事の概要			リフォーム工事の実施	リフォーム工事後の性能(複数回答可)	リフォーム工事箇所(複数回答可)	リフォーム工事内容(仕様等を記載)	
共用確(2) -	棟全体の戸数	戸	劣化対策 <input type="checkbox"/> 耐震 <input type="checkbox"/> 省エネ <input type="checkbox"/> 維持管理 <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 可変性 <input type="checkbox"/> その他	基準	<input type="checkbox"/> 基礎 <input type="checkbox"/> 床 <input type="checkbox"/> 柱・梁 <input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> 屋根(天井) <input type="checkbox"/> 開口部 <input type="checkbox"/> 設備配管 <input type="checkbox"/> その他		
							区分別
共用確(2) -	棟全体の戸数	戸	劣化対策 <input type="checkbox"/> 耐震 <input type="checkbox"/> 省エネ <input type="checkbox"/> 維持管理 <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 可変性 <input type="checkbox"/> その他	基準	<input type="checkbox"/> 基礎 <input type="checkbox"/> 床 <input type="checkbox"/> 柱・梁 <input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> 屋根(天井) <input type="checkbox"/> 開口部 <input type="checkbox"/> 設備配管 <input type="checkbox"/> その他		
							区分①
							区分②
共用確(2) -	棟全体の戸数	戸	劣化対策 <input type="checkbox"/> 耐震 <input type="checkbox"/> 省エネ <input type="checkbox"/> 維持管理 <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 可変性 <input type="checkbox"/> その他	基準	<input type="checkbox"/> 基礎 <input type="checkbox"/> 床 <input type="checkbox"/> 柱・梁 <input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> 屋根(天井) <input type="checkbox"/> 開口部 <input type="checkbox"/> 設備配管 <input type="checkbox"/> その他		
							区分①
							区分②
共用確(2) -	棟全体の戸数	戸	劣化対策 <input type="checkbox"/> 耐震 <input type="checkbox"/> 省エネ <input type="checkbox"/> 維持管理 <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 可変性 <input type="checkbox"/> その他	基準	<input type="checkbox"/> 基礎 <input type="checkbox"/> 床 <input type="checkbox"/> 柱・梁 <input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> 屋根(天井) <input type="checkbox"/> 開口部 <input type="checkbox"/> 設備配管 <input type="checkbox"/> その他		
							区分①
							区分②
共用確(2) -	棟全体の戸数	戸	劣化対策 <input type="checkbox"/> 耐震 <input type="checkbox"/> 省エネ <input type="checkbox"/> 維持管理 <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 可変性 <input type="checkbox"/> その他	基準	<input type="checkbox"/> 基礎 <input type="checkbox"/> 床 <input type="checkbox"/> 柱・梁 <input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> 屋根(天井) <input type="checkbox"/> 開口部 <input type="checkbox"/> 設備配管 <input type="checkbox"/> その他		
							区分①
							区分②
共用確(2) -	棟全体の戸数	戸	劣化対策 <input type="checkbox"/> 耐震 <input type="checkbox"/> 省エネ <input type="checkbox"/> 維持管理 <input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 可変性 <input type="checkbox"/> その他	基準	<input type="checkbox"/> 基礎 <input type="checkbox"/> 床 <input type="checkbox"/> 柱・梁 <input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> 屋根(天井) <input type="checkbox"/> 開口部 <input type="checkbox"/> 設備配管 <input type="checkbox"/> その他		
							区分①
							区分②

※可変性については工事後の性能区分を求める際の対象項目ではありませんのでご注意ください。
 (注1) 該当する口を■としてチェックしてください。
 (注2) 様式2-2等の他の様式と共通の番号のように、記入してください。
 (注3) リフォーム後の性能には、当該性能を向上させるリフォームを実施しなかった場合についても、インスペクションやエビデンス等により明らかとされた場合は記入してください。

事業計画画及び補助金申請額(1)／戸建住宅

■補助額の算定

NO.	補助を受ける者 または 名称	(1)特定性能向上リフォーム工事費		(2)その他性能向上リフォーム工事費			(3)インスペクション、リフォーム履歴作成、維持保全計画画作成、リフォーム瑕疵保険に係る費用			小計	附帯 事務費	補助 上 限額	補助申請額
		特定性能向上工事に係る事業費 (千円)	補助額算定用小計(a) (千円)	その他性能向上工事に係る事業費 (千円)	事業費の1/3 (千円)	補助額算定用小計(b) (千円)	インスペクション等※に係る費用 (千円)	リフォーム瑕疵保険に係る費用 (千円)	補助額算定用小計(c) (千円)				
	A	B	C=B×1/3	D	E=D×1/3	F:「C」,「E」のいずれか低い値	H	I=(G+H)×1/3	J=C+F+I	K:「J」×22%以内の値	(1):100万円 (2):200万円	L:「J+K」と「A」×補助上限額のいずれか低い値	
戸確(1) -													
戸確(1) -													
戸確(1) -													
戸確(1) -													
戸確(1) -													
小計(評価基準型(1)分)		(a1)	(c1)	(d1)	(e1)	(f1)	(h1)	(i1)	(j1)	(k1)		(l1)	
戸確(2) -													
戸確(2) -													
戸確(2) -													
戸確(2) -													
戸確(2) -													
小計(評価基準型(2)分)		(a2)	(c2)	(d2)	(e2)	(f2)	(h2)	(i2)	(j2)	(k2)		(l2)	
合計		B=(b1)+(b2)	C=(c1)+(c2)	D=(d1)+(d2)	E=(e1)+(e2)	F=(f1)+(f2)	H=(h1)+(h2)	I=(i1)+(i2)	J=(j1)+(j2)	K=(k1)+(k2)		L=(l1)+(l2)	

※)インスペクション等に係る費用には、インスペクションの他にリフォーム履歴作成、維持保全計画画作成に係る費用を含みます。
 (注1)消費税等は除いた額を記入してください。
 (注2)千円未満は、切り捨て処理としてください。
 (注3)1住戸あたりの補助申請の限度額は、公算の型に応じて100万円又は200万円としてください。
 (注4)Fの金額はCの金額を超えることはできません。
 (注5)様式3-1等の他の様式の住宅の番号に合わせて該当する欄に全額を記入してください。

事業計画及び補助金申請額(1) / 共同住宅等専用部分

■ 補助額の算定

NO.	補助を受ける者 または 名称	(1) 特定性能向上リフォーム工事費		(2) その他性能向上リフォーム工事費			(3) イン스ベクション、リフォーム履歴作成、維持保全計画作成、リフォーム瑕疵保険に係る費用			小計	附帯 事務費	補助 上限額	補助申請額								
		特定性能向上工事に係る事業費 (千円)	補助額算定小計(a) (千円)	その他性能向上工事に係る事業費 (千円)	事業費の1/3 (千円)	補助額算定小計(b) (千円)	インスベクション等**に係る費用 (千円)	リフォーム瑕疵保険に係る費用 (千円)	補助額算定小計(c) (千円)					(千円)	(千円)	(千円)	(千円)				
		B	C=B×1/3	D	E=D×1/3	F:「C」,「E」のいずれか低い値	H	F=(G+H)×1/3	J=C+F+I	K:「J」×22%以内の値	(1):100万円 (2):200万円	L:「J+K」と「A」×補助上限額のいずれか低い値									
共専確(1) -																					
共専確(1) -																					
共専確(1) -																					
共専確(1) -																					
共専確(1) -																					
小計(評価基準型(1)分)		(a1)	(c1)	(d1)	(e1)	(f1)	(h1)	(i1)	(j1)	(k1)		(l1)									
共専確(2) -																					
共専確(2) -																					
共専確(2) -																					
共専確(2) -																					
共専確(2) -																					
小計(評価基準型(2)分)		(a2)	(c2)	(d2)	(e2)	(f2)	(h2)	(i2)	(j2)	(k2)		(l2)									
合計		A=(a1)+(a2)		B=(b1)+(b2)		C=(c1)+(c2)		D=(d1)+(d2)		E=(e1)+(e2)		F=(f1)+(f2)		H=(h1)+(h2)		J=(j1)+(j2)		K=(k1)+(k2)		L=(l1)+(l2)	

※)インスベクション等に係る費用には、インスベクションの他にリフォーム履歴作成、維持保全計画作成に係る費用を含みます。

(注1)消費税等は除いた額を記入してください。

(注2)千円未満は、切り捨て処理してください。

(注3)1住戸あたりの補助申請の限度額は、公募の型に応じて100万円又は200万円としてください。

(注4)Fの金額はCの金額を超えることはできません。

(注5)様式3-1等の他の様式の住宅の番号に合わせて該当する欄に全額を記入してください。

事業計画及び補助金申請額(1) / 共同住宅等共用部分

■補助額の算定

NO.	補助を受ける者 または 名称	(1) 特定性能向上リフォーム工事費		(2) その他性能向上リフォーム工事費				(3) インスペクション、リフォーム履歴作成、維持保全計画作成、リフォーム瑕疵保険に係る費用				小計	附帯 事務費	補助 上 限額	補助申請額	
		特定性能向上工事に係る事業費 (千円)	補助額算定小計(a) (千円)	その他性能向上工事に係る事業費 (千円)	事業費の1/3 (千円)	補助額算定小計(b) (千円)	インスペクション等**に係る費用 (千円)	リフォーム瑕疵保険に係る費用 (千円)	リフォーム履歴作成に係る費用 (千円)	補助額算定小計(c) (千円)	(千円)					(千円)
	A	B	C=B×1/3	D	E=D×1/3	F:[C]、「E」のいずれか低い値	G	H	I=(G+H)×1/3	J=C+F+I	K:[J×22%]以内の値	(1):100万円 (2):200万円	L:[J+K]と「A」×補助上限額のいずれか低い値			
共用確(1) -																
共用確(1) -																
共用確(1) -																
共用確(1) -																
共用確(1) -																
小計(評価基準型(1)分)		(a1)	(c1)	(d1)	(e1)	(f1)	(g1)	(h1)	(i1)	(j1)	(k1)		(l1)			
共用確(2) -																
共用確(2) -																
共用確(2) -																
共用確(2) -																
共用確(2) -																
小計(評価基準型(2)分)		(a2)	(c2)	(d2)	(e2)	(f2)	(g2)	(h2)	(i2)	(j2)	(k2)		(l2)			
合計		A=(a1)+(a2)	C=(c1)+(c2)	D=(d1)+(d2)	E=(e1)+(e2)	F=(f1)+(f2)	G=(g1)+(g2)	H=(h1)+(h2)	I=(i1)+(i2)	J=(j1)+(j2)	K=(k1)+(k2)		L=(l1)+(l2)			

※)インスペクション等に係る費用には、インスペクションの他にリフォーム履歴作成、維持保全計画作成に係る費用を含みます。

(注1)消費税等は除いた額を記入してください。

(注2)千円未満は、切り捨て処理としてください。

(注3)1住戸あたりの補助申請の限度額は、公募の型に応じて100万円又は200万円としてください。

(注4)Fの金額はCの金額を超えることはできません。

(注5)様式3-1等の他の様式の住宅の番号に合わせて該当する欄に全額を記入してください。

事業計画及び補助金申請額(2)

(1) 事業費の計算

		戸建住宅		共同住宅等専用部分		共同住宅等共用部分		合計	
長期優良住宅化リフォーム工事に 係る総事業費	事業費	(1)特定性能向上工事	①=(B)	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	事業費	(2)その他性能向上工事	②=(D)	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	事業費	(3)インスペクション・維持 保全計画作成、及びリ フォーム瑕疵保険	③=(G+H)	千円	千円	千円	千円	千円	千円
事業費合計		④=①+②+③		千円	千円	千円	千円	千円	千円

(2) 補助申請額(確定分)の計算

		戸建住宅		共同住宅等専用部分		共同住宅等共用部分		合計	
補助額合計		⑤=L		千円	千円	千円	千円	千円	千円

■ 他の補助金の有無

本事業以外に国や地方公共団体の補助金を申請又は受領する予定の有無をチェックし、有る場合は事業名及び本事業との区分けを明記してください。

他の補助金有り	<input type="checkbox"/>
他の補助金無し	<input type="checkbox"/>

(注1) 消費税等は除いた額を記入してください。

(注2) 千円未満は、切り捨て処理としてください。

長期優良住宅化リフォーム工事に係る補助対象事業費の内訳(評価基準型(1)／戸建住宅)

枚 / 枚

NO.	工事区分	工事部位	項目 (工事別・費目別)	金額 (単位:千円)	備考	
戸確(1) -	(1)特定性能向上工事					
		小計				
	(2)その他性能向上工事					
		小計				
	(3)インスペクション、リフォーム履歴作成、維持保全計画作成、リフォーム瑕疵保険					
		小計				
	合計					
戸確(1) -	(1)特定性能向上工事					
		小計				
	(2)その他性能向上工事					
		小計				
	(3)インスペクション、リフォーム履歴作成、維持保全計画作成、リフォーム瑕疵保険					
		小計				
	合計					
戸確(1) -	(1)特定性能向上工事					
		小計				
	(2)その他性能向上工事					
		小計				
	(3)インスペクション、リフォーム履歴作成、維持保全計画作成、リフォーム瑕疵保険					
		小計				
	合計					
戸確(1) -	(1)特定性能向上工事					
		小計				
	(2)その他性能向上工事					
		小計				
	(3)インスペクション、リフォーム履歴作成、維持保全計画作成、リフォーム瑕疵保険					
		小計				
	合計					
戸確(1) -	(1)特定性能向上工事					
		小計				
	(2)その他性能向上工事					
		小計				
	(3)インスペクション、リフォーム履歴作成、維持保全計画作成、リフォーム瑕疵保険					
		小計				
	合計					

(注1) 消費税等は除いた額を記入してください。
 (注2) 様式3-1等の他の様式の住宅の番号に合わせて記入してください。
 (注3) 適宜、工事種別に項目を立てて記入してください。
 (注4) 特記すべき事項がある場合は、備考欄に記入してください。

長期優良住宅化リフォーム工事に係る補助対象事業費の内訳（評価基準型(2)／戸建住宅）

枚 / 枚

NO.	工事区分	工事部位	項目 (工事別・費目別)	金額 (単位:千円)	備考	
戸建(2) -	(1)特定性能向上工事					
		小計				
	(2)その他性能向上工事					
		小計				
	(3)インスペクション、リ フォーム履歴作成、維持 保全計画作成、リフォー ム瑕疵保険					
		小計				
	合計					
戸建(2) -	(1)特定性能向上工事					
		小計				
	(2)その他性能向上工事					
		小計				
	(3)インスペクション、リ フォーム履歴作成、維持 保全計画作成、リフォー ム瑕疵保険					
		小計				
	合計					
戸建(2) -	(1)特定性能向上工事					
		小計				
	(2)その他性能向上工事					
		小計				
	(3)インスペクション、リ フォーム履歴作成、維持 保全計画作成、リフォー ム瑕疵保険					
		小計				
	合計					
戸建(2) -	(1)特定性能向上工事					
		小計				
	(2)その他性能向上工事					
		小計				
	(3)インスペクション、リ フォーム履歴作成、維持 保全計画作成、リフォー ム瑕疵保険					
		小計				
	合計					

(注1)消費税等は除いた額を記入してください。
(注2)様式3-1等の他の様式の住宅の番号に合わせて記入してください。
(注3)適宜、工事種別に項目を立てて記入してください。
(注4)特記すべき事項がある場合は、備考欄に記入してください。

長期優良住宅化リフォーム工事に係る補助対象事業費の内訳(評価基準型(1)／共同住宅等専用部分)

(1住戸あたりの金額を記入してください)

枚 / 枚

NO.	工事区分	工事部位	項目 (工事別・費目別)	金額 (単位:千円)	備考	
共専確(1) -	(1)特定性能向上工事					
			小計			
	(2)その他性能向上工事					
			小計			
	(3)インスペクション、リフォーム履歴作成、維持保全計画作成、リフォーム瑕疵保険					
		小計				
戸当たり合計						
戸数		総合計				
共専確(1) -	(1)特定性能向上工事					
			小計			
	(2)その他性能向上工事					
			小計			
	(3)インスペクション、リフォーム履歴作成、維持保全計画作成、リフォーム瑕疵保険					
		小計				
戸当たり合計						
戸数		総合計				
共専確(1) -	(1)特定性能向上工事					
			小計			
	(2)その他性能向上工事					
			小計			
	(3)インスペクション、リフォーム履歴作成、維持保全計画作成、リフォーム瑕疵保険					
		小計				
戸当たり合計						
戸数		総合計				
共専確(1) -	(1)特定性能向上工事					
			小計			
	(2)その他性能向上工事					
			小計			
	(3)インスペクション、リフォーム履歴作成、維持保全計画作成、リフォーム瑕疵保険					
		小計				
戸当たり合計						
戸数		総合計				

(注1)消費税等は除いた額を記入してください。
 (注2)様式3-1等の他の様式の住宅番号に合わせて記入してください。
 (注3)工事種別に適宜項目を立てて記入してください。
 (注4)特記すべき事項がある場合は、備考欄に記入してください。

長期優良住宅化リフォーム工事に係る補助対象事業費の内訳(評価基準型(2)／共同住宅等専用部分)

(1住戸あたりの金額を記入してください)

枚 / 枚

NO.	工事区分	工事部位	項目 (工事別・費目別)	金額 (単位:千円)	備考	
共専確(2) -	(1)特定性能向上工事					
			小計			
	(2)その他性能向上工事					
			小計			
	(3)インスペクション、リフォーム履歴作成、維持保全計画作成、リフォーム瑕疵保険					
		小計				
戸当たり合計						
戸数		総合計				
共専確(2) -	(1)特定性能向上工事					
			小計			
	(2)その他性能向上工事					
			小計			
	(3)インスペクション、リフォーム履歴作成、維持保全計画作成、リフォーム瑕疵保険					
		小計				
戸当たり合計						
戸数		総合計				
共専確(2) -	(1)特定性能向上工事					
			小計			
	(2)その他性能向上工事					
			小計			
	(3)インスペクション、リフォーム履歴作成、維持保全計画作成、リフォーム瑕疵保険					
		小計				
戸当たり合計						
戸数		総合計				
共専確(2) -	(1)特定性能向上工事					
			小計			
	(2)その他性能向上工事					
			小計			
	(3)インスペクション、リフォーム履歴作成、維持保全計画作成、リフォーム瑕疵保険					
		小計				
戸当たり合計						
戸数		総合計				

(注1)消費税等は除いた額を記入してください。
 (注2)様式3-1等の他の様式の住宅番号に合わせて記入してください。
 (注3)工事種別に適宜項目を立てて記入してください。
 (注4)特記すべき事項がある場合は、備考欄に記入してください。

長期優良住宅化リフォーム工事に係る補助対象事業費の内訳(評価基準型(1)／共同住宅等共用部分)

(1棟あたりの金額を記入してください)

枚 / 枚

NO.	工事区分	項目 (工事別・費目別)	項目 (工事別・費目別)	金額 (単位:千円)	備考
共用確(1) -	(1)特定性能向上工事				
		小計			
	(2)その他性能向上工事				
		小計			
	(3)インスペクション、リフォーム履歴作成、維持保全計画作成、リフォーム瑕疵保険				
		小計			
			棟当たり合計		
戸数		戸当たり金額			
共用確(1) -	(1)特定性能向上工事				
		小計			
	(2)その他性能向上工事				
		小計			
	(3)インスペクション、リフォーム履歴作成、維持保全計画作成、リフォーム瑕疵保険				
		小計			
			棟当たり合計		
戸数		戸当たり金額			
共用確(1) -	(1)特定性能向上工事				
		小計			
	(2)その他性能向上工事				
		小計			
	(3)インスペクション、リフォーム履歴作成、維持保全計画作成、リフォーム瑕疵保険				
		小計			
			棟当たり合計		
戸数		戸当たり金額			
共用確(1) -	(1)特定性能向上工事				
		小計			
	(2)その他性能向上工事				
		小計			
	(3)インスペクション、リフォーム履歴作成、維持保全計画作成、リフォーム瑕疵保険				
		小計			
			棟当たり合計		
戸数		戸当たり金額			

(注1)消費税等は除いた額を記入してください。
 (注2)様式3-1等の他の様式の住宅番号に合わせて記入してください。
 (注3)工事種別に適宜項目を立てて記入してください。
 (注4)特記すべき事項がある場合は、備考欄に記入してください。
 (注5)棟ごとに記入してください。

長期優良住宅化リフォーム工事に係る補助対象事業費の内訳(評価基準型(2)／共同住宅等共用部分)

(1棟あたりの金額を記入してください)

枚 / 枚

NO.	工事区分	項目 (工事別・費目別)	項目 (工事別・費目別)	金額 (単位:千円)	備考
共用確(2) -	(1)特定性能向上工事				
		小計			
	(2)その他性能向上工事				
		小計			
	(3)インスペクション、リフォーム履歴作成、維持保全計画作成、リフォーム瑕疵保険				
		小計			
			棟当たり合計		
戸数		戸当たり金額			
共用確(2) -	(1)特定性能向上工事				
		小計			
	(2)その他性能向上工事				
		小計			
	(3)インスペクション、リフォーム履歴作成、維持保全計画作成、リフォーム瑕疵保険				
		小計			
			棟当たり合計		
戸数		戸当たり金額			
共用確(2) -	(1)特定性能向上工事				
		小計			
	(2)その他性能向上工事				
		小計			
	(3)インスペクション、リフォーム履歴作成、維持保全計画作成、リフォーム瑕疵保険				
		小計			
			棟当たり合計		
戸数		戸当たり金額			
共用確(2) -	(1)特定性能向上工事				
		小計			
	(2)その他性能向上工事				
		小計			
	(3)インスペクション、リフォーム履歴作成、維持保全計画作成、リフォーム瑕疵保険				
		小計			
			棟当たり合計		
戸数		戸当たり金額			

(注1)消費税等は除いた額を記入してください。
 (注2)様式3-1等の他の様式の住宅番号に合わせて記入してください。
 (注3)工事種別に適宜項目を立てて記入してください。
 (注4)特記すべき事項がある場合は、備考欄に記入してください。
 (注5)棟ごとに記入してください。

□	事務代行を行います。
---	------------

事務代行者の承認届

長期優良住宅化リフォーム推進事業事務局 殿

平成27年度 長期優良住宅化リフォーム推進事業にかかる事務代行者を以下の通りとして承認しましたので、届け出ます。

発注者	氏名	フリガナ	印
	住所		

事務代行者	法人・団体等の場合	法人・団体等の名称	フリガナ	印
		法人・団体等の住所	〒 —	
		代表者名	フリガナ	
	個人の場合	氏名	フリガナ	印
		住所	〒 —	

事務代行を行う場合、様式1-1の提案者連絡先には事務代行者を記入してください。